

第一百七十一回

参議院法務委員会議録第十三号

平成二十一年六月三十日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月二十五日

辞任

主賓
丸山
和也君

了君
前川
清成君

補欠選任
林
芳正君

六月二十六日

辞任

林
芳正君

仁比
聰平君

山下
芳生君

六月二十九日

辞任

小川
敏夫君

舛添
要一君

丸山
和也君

六月三十日

辞任

白
眞熟君

西田
昌司君

佐藤
正久君

六月三十日

補欠選任

仁比
聰平君

山下
芳生君

六月三十日

補欠選任

澤
雄二君

千葉
景子君

松岡
徹君

松村
龍二君

木庭健太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

青木 秋元 佐藤 正久君 西田 昌司君 近藤 正道君	幹雄君 司君 正昭君 聰平君 仁比 聰平君	衆議院議員 修正案提出者 修正案提出者 修正案提出者 副大臣 法務副大臣 大臣政務官 事務局側 常任委員会専門 政府参考人 議官 法務省入国管理 局長 厚生労働大臣官房審議官 国土交通省航空局空港部長渡邊一 洋君、觀光庁審議官西阪昇君及び防衛省地方協力 局次長伊藤盛夫君を政府参考人として出席を求 め、その説明を聴取することに御異議ございませ んか。
澤 雄二君	郁三君 細川 律夫君	○委員長(澤雄二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。
千葉 景子君	大口 善徳君	○委員長(澤雄二君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
松岡 徹君	佐藤 剛男君	委員の異動について御報告をいたします。
松村 龍二君	中村 博彦君	昨日までに、主賓了君が委員を辞任され、その 補欠として前川清成君が選任されました。
木庭健太郎君	早川 忠孝君	○委員長(澤雄二君) 本日の委員会に総務大臣官房審議官佐村知子君、法務省入国管理局長西川克行君、厚生労働大臣官房審議官中尾昭弘君、厚生労働大臣官房審議官杉浦信平君、厚生労働大臣官房審議官坂本森男君、国土交通省航空局空港部長渡邊一 洋君、觀光庁審議官西阪昇君及び防衛省地方協力 局次長伊藤盛夫君を政府参考人として出席を求 め、その説明を聴取することに御異議ございませ んか。
今野 東君	山口 一夫君	○委員長(澤雄二君) 御異議ないと認め、さよう なにか。
白 眞勲君	佐村 知子君	〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
前川 清成君	西川 克行君	○委員長(澤雄二君) 御異議ないと認め、さよう なにか。
松浦 大悟君	中尾 昭弘君	○委員長(澤雄二君) 御異議ないと認め、さよう なにか。
築瀬 信夫君	坂本 杉浦	○委員長(澤雄二君) 出入国管理及び難民認定法 決定をいたしました。
進君	森男君	○委員長(澤雄二君) 出入国管理及び難民認定法

防衛省地方協力
局次長
伊藤 盛夫君

伊藤 盛夫君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和
条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入
国管理に関する特例法の一部を改正する等の法
律案(内閣提出、衆議院送付)

及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離
脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を
改正する等の法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○今野東君 おはようございます。民主党の今野
東でございます。

それでは、早速質問に入りたいと思いますが、
初めは大臣との議論を少しさせていただきたいと
思っているんですが、今回のこの出入国管理に関
する特例法の一部の改正案ですけれども、先日伺
いました趣旨説明によりますと、在留外国人の方
が多くなってきていて在留状況の適切な把握が困
難になつていて在留管理に必要な情報を一本化し
していくんだということでありました。確かに
に、これまでの外国人の入国・在留状況は、入管
法に基づく入国・在留審査と、それから外国人登
録法に基づく外国人登録制度という二本立てであ
りました。私は、この外国人の在留管理が二元的
に処理されているから居住等の実態が必ずしも十
分に把握されていないと言われているんですが、
なぜ二元的に処理されていると駄目なのか、どう
もよく分からないんです。

入国・在留審査を経て適正に在留している人と
上陸の許可を受けた人以外の人を分けまして、し
かも、上陸の許可を受けた者以外の者については
氏名あるいは誕生日、男女の別、国籍、出生地、
職業、在留の資格、居住地等登録をさせて、でき
る限りやみに潜らせないというこの二本立ての現
行制度、これ現行に合った合理的な制度だと思
うんですけれども、これを一元的に管理したいとい
う理由は何なんでしょうか、改めてお伺いしま
す。

○國務大臣(森英介君) 現行の制度では、法務大

臣は、入管法に基づいて、外国人の入国時や在留期間の更新時等の各種許可に係る審査を行う際に、外国人から必要な情報を取得しております。一方、在留期間の途中における事情の変更については市区町村が実施している外国人登録制度を通じて把握することとしているのは今委員から御指摘のあったとおりでございまして、そこがやはり、その途中、スポットでしか把握できないわけでございますから、法務大臣としては、だから、その間の線として外国人の方の在留状況を把握するということはやっぱりどうしても必要なことであろうというふうに思います。

かたて加えて、近年、今やはり委員の御指摘の中にもあったように、我が国の国際化が進展して新規入国者数がもう急激に増加をしておりまして、我が国に居住する外国人の数も増加しております。また、その構成も大きく変化しておりますので、実態的には、その外国人の在留状況、とりわけ居住実態の正確な把握が困難になってきております。

そこで、今回の改正によって、現行の入管法に基づいて行つてある情報把握と外国人登録法に基づいて市區町村を通して行つてある情報把握の制度を改め、適法な在留資格をもつて我が国に中長期間に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を、先ほど申し上げたように、継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものであります。今までの二元的な、言わばそこでのソースであれば、情報が、それでもう適正な管理ができるかもしれませんけれども、やはりそれを一元化することによつてより適切な管理ができるということは私は一つの考え方であつて間違つていいないといふに思つてゐるところでございまして、是非とも在留管理に必要な情報を一元的に正確に把握するということの意義を御理解をいただきたいといふに思つております。

○今野東君 線として把握したいといふのであれば、各自治体にそれを求めて、そして政府としてそれを管理しているということでいいんじやない

かと思いますけれども、どうも今のところの説明、よく分かりません。ただ、今日いっぱい質問したいことがあるので、そこに食い下がつていく時間がなくなりますからここはこれぐらいにしておきますが。どうせ平行線でしよう。

国連あるいはIOM、国際移住機関によりますと、どれくらい、何というか、さまざまにいる人といいますか、非正規に滞在している人がいるのかという数字なんですが、世界にはおよそ二億三千万人の移民、定まつていないで動いている人たちがいると言われております。これは世界の全人口の三%になるわけですけれども、このうち二千五万人から三千五万人が非正規の滞在者であるとされています。

各国の傾向を見ますと、アメリカは全人口のこれが四%、ヨーロッパでは一%、日本では最近の数字で十一万三千人がこの非正規滞在者であります。また、その構成も大きく変化しておりますので、実態的には、その外国人の在留状況、とりわけ居住実態の正確な把握が困難になつてゐるわけでございます。

そこで、今回の改正によって、現行の入管法に基づいて行つてある情報把握と外国人登録法に基づいて市區町村を通して行つてある情報把握の制度を改め、適法な在留資格をもつて我が国に中長期間に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を、先ほど申し上げたように、継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものであります。今までの二元的な、言わばそこでのソースであれば、情報が、それでもう適正な管理ができるかもしれませんけれども、やはりそれを一元化することによつてより適切な管理ができるということは私は一つの考え方であつて間違つていいないといふに思つてゐるところでございまして、是非とも在留管理に必要な情報を一元的に正確に把握するということの意義を御理解をいただきたいといふに思つております。

○今野東君 線として把握したいといふのであれば、各自治体にそれを求めて、そして政府としてそれを管理しているということでいいんじやない

る外国人及び船舶密航等による不法入国者を含むたいわゆる不法滞在者が本年一月一日現在で約十三万人存在しております。新たな在留管理制度の円滑な導入を実現するためには、法律の施行までこの不法滞在者の数を極力減らす必要がある

ということは論をまちません。

それをなぜ法案から欠落していたのかというお尋ねでございますけれども、それは法案としないまでも、私どもとしてはその対応をどうするかということはずっと縝密に考えてまいりました。要は、摘要をすると同時に、不法滞在者に自発的な出頭を促すことも重要でありますし、また新たな制度について周知活動を行う必要があると考えております。特に外国人登録をしている不法滞在者については、関係諸機関の協力を得るなどして不法滞在者に自発的な出頭を促し、個々の事案に応じて在留特別許可を認めるべきものは認めることがございます。特に外国人登録をしている不法滞在者についても、一定の条件を満たす非正規滞在者の在留を短期間に大量に許可する方法、これを一般アムネスティーと言つておりますけれども、そうした工夫がなされております。

○國務大臣(森英介君) 我が国に不法残留しているところでございます。

○今野東君 法案としないままでも自発的に申し出していくことを求めていろんなことをやつてあるんだとおっしゃつておられるんですけど、最も重要なポイントと大臣がお考えなら、法案を整備していくというのがまず最初なんじやないかと思つんで、これ、法案として整備されないと、要するにそういうお話をと思うんですけ

ど、遠くからお見えの御質問にお答えしたときに申し上げたことですけれども、この法律施行までの一番重要なポイントでございまして、御存じのとおりだと思いますが、この改正案は、こうした非正規滞在者への対応、配慮というのが抜け落ちております。この

○國務大臣(森英介君) 衆議院の加藤公一議員の御質問にお答えしたときにも申し上げたことですので、この法律施行までの一番重要なポイントでございまして、御存じのとおりだと思いますが、この改正案は、こうした非正規滞在者への対応、配慮というのが抜け落ちております。

○今野東君 この間、十九日の衆議院法務委員会で我が党の加藤公一委員が、在留特別許可の要件なくして不法滞在者の出頭の促進は困難ではないかとおっしゃいました。これに対し、大臣はこう答えていらっしゃいます。加藤委員の御指摘はこの法案施行に向けての最も重要なポイントでございまして、この改正案は、こうした非正規滞在者への対応、配慮というのが抜け落ちております。

○國務大臣(森英介君) これからも重要なポイントがございまして、この間の措置をするわけでございまますから、なかなか一概に、今までのこともありますし、これからのこともあるって、その整合性を取りながらこの間の措置をするわけでございまますから、なかなか奥歯に物が挟まつたような言い方になりますけれども、恐らく皆様方がお考えになつてゐるようなことを受け止めてやつてまいりたいというふ

ドラインの内容についても見直しの検討を行つてあるところでございます。

○今野東君 法案としないままでも自発的に申し出していくことを求めていろんなことをやつてあるんだとおっしゃつておられるんですけど、最も重要なポイントと大臣がお考えなら、法案を整備していくというのがまず最初なんじやないかと思つんで、これ、法案として整備されないと、要するにそういうお話をと思うんですけど、最も重要なポイントと大臣がお考えなら、法案を整備していくというのがまず最初なんじやないかと思つんで、これ、法案として整備されると、どれくらい、何というか、さまよつて

うに思つております。

○今野東君 改正案を考える時点では最重要ポイントとと考えていて、よつてこの法案が施行される三年の間にそのことについてはいろいろなことを考えていくんだというお話で、何だか分かったような分からないような、奥歯に物が挟まっている方がもつと分かりやすいんじやないかという気もしますけれども。

これ、施行まではここ問題を、まあ後でもこられ議論したいと思つていたんですが、施行まではここ問題をどうにかしたいと、そういう認識を持つてはいるんだというのにはこれは修正で入ったことで、大臣の発意じゃないんですね。これは、このところ大事だと思っていたのは、むしろその法案を受け止めた我々なわけですよ。大臣は最重要だといながら法案に入れなくて、我々がこれを入れてくださいとやら、問題としては認識しますという極めてあいまいな、私はこの修正についても個人としては不満を持つてはいるんですけども、大臣は最重要ポイントだといながら入れてなかつたのは何ですかって聞いてるんですよ。なぜですかと聞いているんです。

この発案で、最初の発案でこれが抜け落ちたから、私たちにはこういう問題ありますよと言つて修正に入れてもらつたわけです、やつと。そこのところを大臣取つて、いや、三年後にこのところを考へるんだ、いろいろなことを考へるんだけど言つたつて、何だかよく分からぬ答えなんですね。

○国務大臣(森英介君) 要するに、この十三万人をどうするかということは、三年後に施行される法律の中身ではないわけですね。で、その三年後に施行される法律が円滑に実施されるために、それまでにその準備段階としてこの十三万人に申しがけで申し上げたように、在留特別許可に係るガイドラインという既に公表済みのものがございませんけれども、それを更にもう一度吟味して、これ

を減らす方向に行くように何とかできないかということを考えております。

一方、自發的に出頭してもらうことを促して、強制的にお帰りになつていただく方もあるわけですね。逆に在留の許可を出す方も出てくると思いますから、そういったことの不公平にならないようなガイドラインをいずれお示ししなきゃいけないというふうに思つております。

○今野東君 何とかしなければならないとおっしゃつてゐるからには私たちもできる限り協力をしたいと思いますので、はつきりした形でこういふうにするんだということを示していただきたい。また、後でも出てくると思ひますけれども、むしろ不正規の滞在者の人を黒く塗りつぶすといふのではなくて、むしろその方々に表に出てきていただいて、そしてその方々を正規の滞在者にしていくという不法滞在者の減らし方というのを見つけていただきたいと思うんですね。

さて、次の質問ですが、平成二十年の十二月に、犯罪対策閣僚会議というのがありまして、これが犯罪対策閣僚会議が犯罪に強い社会の実現のための行動計画二〇〇八というのを出しました。これによりますと、犯罪情勢に即した重点課題として、国際化の進展に伴い、我が國に労働者として入国し定着する外国人は年々増え続けており、これらの人々やその子弟の一部が我が国社会に適応できず、犯罪等の問題につながるという実態が見られる。このため、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部における成果も踏まえつつ、一、水際対策二、新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築、三、多文化共生を可能とする社会基盤の整備、四、国際組織犯罪対策の施策を推進することとあるんですけれども、この多文化共生を可能とする社会基盤の整備と、三つ目に数えられている、こういうふうに言つておられるかのならば、非正規に滞在していくどこにいるか分からぬ人を、先ほど申し上げました

が、表に出てきてもらつて、名前はもちろん、生年月日、住所・国籍等登録をしてもらつて把握をしておく、そのことが多文化共生を可能とする社会基盤の整備であると思ひますし、犯罪の未然防止にむしろなるというふうに思ひませんか。この二に数えている新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築、これは恐らく、厳しくこの法律を作つて取り締まっていくんだという決意なんだろうと思うんですね。そして、三に多文化共生を可能とする社会基盤の整備というふうになつてはいるんですが、これ、二と三の整合性つて付かないんじやないですか。これ、説明するとどうなるんですか。

○国務大臣(森英介君) まず、前提として、不法滞在者というのはやっぱり日本にとって余り何といふんですね。それとは、不法滞在者を生まれない社会と多文化共生社会の構築というのは全く私は矛盾しないと思つております。様々文化を継承する方々が日本にて、これは適正に、また健全に日本にやつてこられて日本に住んでる大勢のそういう正規在留者がおられるわけで、そういう方々がやっぱり多文化共生社会の担い手となるわけでありますから、日本人とともにですね、ですから、それは、不法滞在者を生まれない社会と多文化共生社会の構築ということは、その両方を目指すべきことは事実だと思います。と申しますのは、例えば正規在留者と非正規の在留者比べますと、やはり不法滞在者というのになると、不法滞在者半減計画で二十二万人が十一万人になつたと、それによつて不法滞在者に原因する犯罪も大幅に減つたということでありますから、やつぱりその犯罪の起こる率も違いますし、現に、不法滞在者半減計画で二十二万人が十一万人になつたと、それによつて不法滞在者に原因する犯罪も大幅に減つたということでありますから、やつぱり不法滞在者というのになると、それは間違ひのないことだらうと思います。

ただ、今野委員がおつしやるよう、それはそういうふうにアンダーグラウンドに押し込めているから余儀なく犯罪を起こすというような見方もあるかもしれないけれども、そもそも入つてきたときから、まあ適法に入つてきてオーバーステイになつた人も確かにありますけれども、いろんな手段で入つてきているかなり悪質な事例も多いわざでござりますから、やはりその不法滞在者をそつくりそのまま顕在化させて、そして日本の社会の一員として認めるというわけには私はいかないと思つております。

ただ、やはりなるべく表へ出てもらつて、それができる方は、それは先ほど申し上げたように今まで帰つてもらう人は帰つてもらうし、それから許さないけれども、そのガイドラインを一生懸命検討しているところでございまして、そのガイドラインに基づいて在留許可を出せる方には出すという仕分はしていかないでありますけれども、やっぱりそれを押しながらアンドーグラウンドにいる人を頭に置いておるわけではありません。この方々の中で正規に滞在したいと思つて手を挙げている人に何らかのこれまででは外国人登録証明書というのを出していたわけで、それに代わる何らかの証明書を出しているわけではありません。この方々の中で正規に滞在したいと思つて手を挙げている人に何らかのこれまででは外国人登録証明書というのを出して

いる幅じやないだろうかというふうに考えている

のですが、どうもそのところは大臣とちょっと意見が違うようで、大変残念に思います。

我が国に滞在している外国人の方の在留状況を正確に把握したい。そして適正な管理を行いたいとのことであれば、在日米軍基地に勤務する軍人、軍属、家族で、米軍施設・区域外、基地外の周辺市町村に住んでいる軍人の方々にこそ住民基本台帳に登録してもらうことが必要なんじゃないでしょか。暴行事件や交通事故など、在日の米軍人が関与する事件は後を絶ちません。政府は、平成二十年の二月二十二日に、そうした事件が二度と起こることがないように、当面の措置としての再発防止策を発表しました。しかし、この再発防止策というのは、居住区域外居住者、軍以外に外出している居住者の数だけを教えてもらっているという現状です。これが再発防止策なんです。これで再発防止になるんでしょうか。

適法な在留資格をもつて我が国に中長期に在留する外国人を対象として、法務大臣が公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度を構築して行政サービスを提供したいというのならば、まずこのから始めなくちやいけないんじゃないかと思いますが、そのところは少し管轄がずれていくのかもしれません、これは外務省だと防衛省だとかおっしゃらずに、法務大臣のお考えをここでお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(森英介君) これは、まず、米軍関係者は現在日米地位協定の規定によって外国人登録法の対象から除外されていることにも承知をいたしております。たゞ、委員御指摘のような様々な問題があるということを私は認識しております。

このことについては、つまり米軍関係者による犯罪防止については、本来米側が主体的に取り組むべき課題であろうと考えておりますけれども、政府としても、日米間の協議と協力を堅密に行つて、米軍関係者の居住状況の把握の問題について、沖縄などの地元の皆さんに種々の不安を与えないための取組は極めて重要であるというふうに私も認識をしております。

もう一度お尋ねしますが、証明を持たずに滞在している外国人の管理、きちんとしたいというのなら、米軍人で基地の外に住んでいる人の、どこに住んでいて、何歳で、どういう名前でというのを自治体が知つておく必要というのは明らかにこれはあると思うんですよ。

○今野東君 想像の域を超えない答弁ですけれども。

もう一度お尋ねしますが、証明を持たずに滞在している外国人の管理、きちんとしたいというのなら、米軍人で基地の外に住んでいる人の、どこに住んでいて、何歳で、どういう名前でというのを自治体が知つておく必要というのは明らかにこれが基地外に住んでいるんです。まあ正確な数字なら、米軍人で基地の外に住んでいる人の、どこに住んでいて、何歳で、どういう名前でというのが先であります。しかし、その上でこっち先にやらなきやうなふうに思つております。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げます。

先ほど法務大臣からお答えがあつたところの繰り返しになつてしまふので恐縮なんですけれども、(発言する者あり)はい。

在日米軍の構成員と軍属と及びそれらの家族は、日米の地位協定の第九条に基づきまして、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外しております。(発言する者あり)失礼いたしました。

ここで外国人の登録及び管理に関する日本国の法令には……

○今野東君 そこを聞いてるんじゃないよ。

○政府参考人(佐村知子君) はい。

居住に関する法令も含まれておりますので、規定に基づいて住民台帳法の適用を除外される

ことができるだけの日本国政府としてやるべきことをやるというふうに思いますが、まさにそれが精神論的な話になります。

○今野東君 委員長、いいです。

いや、そうじやなくて、それは分かっていますよ。

○今野東君 なるべくそのようにならない努力つて、具体的にどういうことですか。今、数だけ教えてもらつています。そこから前進するんでしようか。そうおっしゃるなら、具体的にお答えいただきたい。

○國務大臣(森英介君) ですから、居住状況の把握等の問題について、より安心がいただけるよう努めます。そこから前進するんでしようか。そうおっしゃるなら、具体的にお答えいただきたい。

○今野東君 ここではちょっと時間ももつたいな感じがしますので、大変残念なことがあります。ですが、総務省もそれから法務省も、ここは先にしなければならないということをきちんと認識していますが、実際は役所がどこに住してほしいと思います。実際に沖縄に行ってそういう現場に行つてみると、これは役所がどこに住

ただきたいと思います。

さて、その辺りなんですが、これは総務省はどういうふうに考えてるんですかね、同じ質問になりますけれども。こういう法律を出入国に関しても整備して、外国人の方々を住基台帳に正規の方だけ入れるんだというよりも、そつちの方が先じゃないですか。今、全体で一万四千八百人の方が基地外に住んでいるんです。まあ正確な数字ではありませんけれども、おおよそ。そつちやるのが先でしよう、住基台帳に載せてくださいと、米側と交渉してでも。どうですか、それだけ入れるんだというよりも、そつちの方が先じゃないですか。

○今野東君 今のような現状でいいと考えているんですか。法律の中身でどうなつていてるか聞いてるんじゃないんです。それはよく分かっています。しかし、その上でこっち先にやらなきやうないんじやないんですかという問題提起をしているんです。

○國務大臣(森英介君) 今野委員のお気持ちは大變理解できるわけでござりますけれども、この改正住民基本台帳法につきましては、総務委員会において審議をされてここまで来ているところでございまして、私としては、先ほど申し上げたとおり、政府としてもできるだけのことはやるということしか……(発言する者あり)いや、ですか

ら、ここまで来ているということですよ。ですか

ら、その御議論によると思ひますけれども、私としては、法務大臣としての立場としては、そういつたなるべく不安を抱かせないような努力をいたしますということを申し上げることしかできません。

○今野東君 なるべくそのようにならない努力つて、具体的にどういうことですか。今、数だけ教えてもらつています。そこから前進するんでしようか。そうおっしゃるなら、具体的にお答えいただきたい。

○國務大臣(森英介君) ですから、居住状況の把握等の問題について、より安心がいただけるよう努めます。そこから前進するんでしようか。そうおっしゃるなら、具体的にお答えいただきたい。

○今野東君 ここではちょっと時間ももつたいな感じがしますので、大変残念なことがあります。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げま

すけれども、在日米軍の構成員と軍属と家族につきましては制度の対象外であるということになつております。そこで、仮に……(発言する者あり)はい。本人が希望する場合であつても、市町村とし

て外国人の住民票を作成すること困難であると考えております。

○今野東君 今のような現状でいいと考えているんですか。法律の中身でどうなつていてるか聞いてるんじゃないんです。それはよく分かっています。

○今野東君 今野委員のお気持ちは大變理解できるわけでござりますけれども、この改正住民基本台帳法につきましては、総務委員会において審議をされてここまで来ているところでございまして、私としては、先ほど申し上げたとおり、政府としてもできるだけのことはやるということしか……(発言する者あり)いや、ですか

ら、その御議論によると思ひますけれども、私としては、法務大臣としての立場としては、そういつたなるべく不安を抱かせないような努力をいたしますということを申し上げることしかできません。

○今野東君 なるべくそのようにならない努力つて、具体的にどういうことですか。今、数だけ教えてもらつています。そこから前進するんでしようか。そうおっしゃるなら、具体的にお答えいただきたい。

○國務大臣(森英介君) ですから、居住状況の把握等の問題について、より安心がいただけるよう努めます。そこから前進するんでしようか。そうおっしゃるなら、具体的にお答えいただきたい。

○今野東君 ここではちょっと時間ももつたいな感じがしますので、大変残念なことがあります。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げま

す。

んでいてどういう人が分からぬといふんじや済まないぞという感じになりますよ。是非そこは検討していただきたいと思います。

日米地位協定、そのままでもいいぢやないですか。米軍側からどこに住んでいて何歳なのか、軍ではどういう地位の人なのか教えてもらえばいいんですよ。私はそう思いますけどね。それ、何でできないんですかね。そういうことができないんでしょうか。総務省、一言だけ。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げます。

条約と法令の関係ということで、やっぱり日米地位協定は条約優先ということで解釈になるわけですが、今先生がおっしゃられたようなことがあるかどうかは勉強してまいりたいと思っております。

○今野東君 まあ官僚の方ですからその程度の答弁なんでしょう。しようがないです。

さて、防衛省にお尋ねしますが、これ、米軍軍人が被疑者となる事件が後を絶ちません。なぜ多いのか、原因や背景について的確な分析が行われていると思うんですが、どのようになっているんでしょうか。

○政府参考人(伊藤盛夫君) 先生の御質問にお答

えさせていただきたいと思います。

御承知のように、防衛省は、米軍の軍人軍属関係者等における事件、事故が発生しました場合におきまして、その日米地位協定等に基づきまして、被害に遭われた方への補償が適切になされるよう努力するという観点から、その実態調査とか、そういうことは行つておりますし、それから、当該事件等の再発防止のために、継続的な取組を政府の一員として関係行政府とも連絡調整しながら対応させていただいているところとござりますが、それぞれの事件、事故、一般論としまして、私たちもが統計的に補償の観点から把握しております事件、事故の発生件数は、一般的に申し上げますとそれほど多いわけではありません。

しかし、地域住民の方々に不安を与えていたるよ

うな事件、事故が起つてることは事実でございまして、それが起こらないように再発防止策につきまして真剣かつ着実に取り組む必要があると考えておりますが、その事件の背景につきましては個々様々でございまして、一概にお答えすることはなかなか難しいというふうに考えております。

○今野東君 結局、原因や背景について適切な分析はしていない。

それから、それほどこういう米軍人が被疑者になる事件が多くないからいみ的な言い方はしない方がいいよ。そういう人の感情を、あなた、考えて言つているんですか。今、多かないからいみみたいな、そういう答弁は何なんだ、それ。多くないからいみですか、そういう事件が起きてる。

○政府参考人(伊藤盛夫君) 私は今の答弁で、起

きまして、実際に被害に遭われた方の心情を勘案するときに、そうした事件、事故というのがあつてはならないということで考えておりますと、そういうふうにお話を申し上げております。

それから、この点につきましては、防衛大臣もそのように答弁をさせていただいております。

○今野東君 そのことについて、本当に気を付けてください。被害者の方の感情というのもあります。たとえ一件の事件でも被害者の方がどれほど大きな傷を負つているか、そのことについて防衛省の担当者が多くないからいなんて言われたらどうな気持ちになりますか。

厚生労働省に伺いますが、今回のような新型インフルエンザが流行した場合、北谷町のような、人口九千人のところに三千人も軍人の方が住んでいる、こういう町ではどう対応したらいいんでしょうか。防衛省あるいは厚生省、どう考えているんでしょうか。

○政府参考人(中尾昭弘君) 在日米軍の関係者が

新型インフルエンザに感染していることが確認された場合には、米軍施設・区域の所在地を所管す

る保健所長と米軍の病院長との間における情報交換を通じて感染症の広がりを防ぐために日米の双方で協力をしていくと、このようなることなつております。

具体的に申しますと、新型インフルエンザに感染した米軍関係者が日本人と接触をしたと考えられるような場合におきましては、当該患者に係る

情報等について米国側から地方自治体が適切な感染拡大防止対策を講じると、こういう仕組みとなつております。

○政府参考人(伊藤盛夫君) 新型インフルエンザに在日米軍基地関係者が感染いたした場合でございますが、防衛省といたしましても、外務省とも連携いたしまして、関係地方公共団体等に対し適切に情報提供を行うとともに、その駐留軍等の従業員の方々の雇用主としての責任もございます。

○今野東君 適切というのがどういう適切なのか分かりませんけれども、地域の保健所やそのほかが、どこに住んでいる人がどういう状態で今熱が出ていて、周辺の方たちにどういう呼びかけをしそういう措置をしなければならないかという密な対策というのは、やっぱりこれは住基台帳に載つていてもらわないとできないことではないかと思いますよ。是非、法務大臣、大臣の一人としてこれを問題提起をしていただきたいと思います、必要なところに。これ先ですよ、そっちの方が、何て言つたって。不正規、証明を持たずに滞在している人の適正な管理というのももちろん大事です。しかし、それより先にそつちをやらなくちゃいけない、二万人以上もいるんですから、登録されていない人が、基地外にいる人が。

○今野東君 住民基本台帳の附則、こちらの方の二十三条でも同様になつています。ちょっとお尋ねしたいところですけれども時間がないので、是非、総務省に、就学案内とかあるいは国保とか介護保険とか、そういうふうな証明を持たずにお住在している人たちのこれは命綱になつてゐるところですけれども、特例法の規定により本邦

の施行後におきましてもなおこれらの人たちに対して行政上の便益が受けられるようにするためには、例えば予防接種の案内等の発送などが、市町村において外国人の居住の実態をしっかりと把握をする必要があります。うふうに考えられます。

そこで、法務大臣におきましては、仮放免をされてから一定期間経過したものについては、施行日以後についてもなお行政上の便益が受けられるようになります。そういう観点から、通知などについての検討規定を置いたものでござります。

○今野東君 住民基本台帳の附則、こちらの方の二十三条でも同様になつています。ちょっとお尋ねしたいところですけれども時間がないので、是非、総務省に、就学案内とかあるいは国保とか介

するとの観点から、必要に応じてその者に係る記録の適正な管理の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

こととあるんですが、ここにある行政上の便益というのはどのようなものがあるという認識なんですか、修正案提案者に伺います。行政上の便益。

○衆議院議員(細川律夫君) ちょっとと通告が私の方ではないあれだつたものでちょっと戸惑つておるのでありますけれども、お答えをいたしたいと

思います。が、入管法の修正案の提案者といたしましては、住民基本台帳の修正を含めた御質問にて思ひます。ただお答えをするとすれば、入管法の修正案で追加した同じ文言の趣旨に関連してということになるかと思います。

現在、外国人登録を利用するなどして母子の保護あるいは児童に関する予防接種あるいは教育など、人道的な観点から行政サービスは仮放免された者に対しても提供をされておりますが、改正法の施行後におきましてもなおこれらの人たちに対する対策としては、やつぱりこれは住基台帳によるふうに考えております。

○今野東君 適切というのがどういう適切なのか分かりませんけれども、地域の保健所やそのほかが、どこに住んでいる人がどういう状態で今熱が出ていて、周辺の方たちにどういう呼びかけをしそういう措置をしなければならないかという密な対策というのは、やっぱりこれは住基台帳に載つていてもらわないとできないことではないかと思いますよ。是非、法務大臣、大臣の一人としてこれを問題提起をしていただきたいと思います、必要なところに。これ先ですよ、そっちの方

が、何て言つたって。不正規、証明を持たずに滞在している人の適正な管理というのももちろん大事です。しかし、それより先にそつちをやらなく

ちゃいけない、二万人以上もいるんですから、登録されていない人が、基地外にいる人が。

○今野東君 住民基本台帳の附則、こちらの方の二十三条でも同様になつています。ちょっとお尋ねしたいところですけれども時間がないので、是非、総務省に、就学案内とかあるいは国保とか介

護保険とか、そういうふうな証明を持たずにお住在している人たちのこれは命綱になつてゐるところですけれども、時間がないので、是非そこを削らないようにお願いしたいと思います。

さて、この附則二十三条で同じように対象としている人は仮放免許可者のみなとちょっと

心配になるところがあるんですが、仮放免もない、いわゆるオーバーステイの方もこれは含めるんでしょうか。住民という意味では、オーバーステイも、住所を持つそこに住んでいるわけですから、住民基本台帳に記録されるべきなのではないかと私は思っております。在留資格にかかわりなく、住所を有する住民の記録を整備するのが住民基本台帳の本来の業務であります。

また、昭和五十六年のこれは最高裁の判決ですけれども、外国人登録法第三条について、「有効な旅券等を所持しない不法な人國者であると否とを問わず、すべての入國者に対し一般的に義務づけられているものであり、前記行政目的を達成するために必要かつ合理的な制度というべきである。」というふうになつておりまして、私たちは、ついこの間のカルデロン・ノリコちゃん一家の一連の出来事を通して、あのようにな適正に滞在とはいっても、周辺の住民から信頼されて、また必要な税金も納めて、あそこの蕨市の市議会でも在留を認めてくださいという議決をされたように、地域の方々からもきちんと認められている、極めて良心的に滞在している人たちがいることを私は知りました。

わざわざこういう人たちをやみに潜らせるのではなくて、表にいてもらつという意味で、こういうオーバーステイの方も住民基本台帳に、住所を持つ住んでいる方は住民基本台帳に載せたらいといふんですか。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げます。

住民基本台帳法の附則二十三条に関するお尋ねだと思いますが、衆議院における修正により追加をされた附則二十三条に規定をいたします「本邦に在留することができる者以外のもの」というのは、おっしゃつたように、現に本邦に在留をする在留資格のないもの一般を指すものでございまして、仮放免をされて当該仮放免の日から一定期間を経過したものは、限定するものではなくて例示として掲げているものでございます。

○今野東君 今のその一定期間を経過したというのは、どれくらいの期間なんですか。

○政府参考人(佐村知子君) 失礼いたしました。

住民基本台帳制度の対象者のお尋ねでござりますけれども、住民基本台帳制度は、市町村長が、住民の居住関係の公証など住民に関する事務の處理の基礎として、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う、そういう台帳を作成する制度でございます。

こうした制度趣旨を踏まえて、本改正法では、観光目的で入国をした短期滞在者等を除く、適法に三ヶ月を超えて在留をする外国人を住民基本台帳法の適用対象としております。

不法滞在者についてでござりますけれども、入管法上は退去強制されるべき地位にあることから、住民基本台帳法の適用対象とするることは適当ではないと考え、適用対象外としているところでございます。

○今野東君 少し質問がそちらですれていて、私が質問したのではない答弁をさつきされたようですが、もう一回お伺いしますが、一定期間経過したもののどうのは、どれくらいの期間なんですか。

○政府参考人(佐村知子君) 失礼いたしました。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げます。

附則二十三条において、「仮放免の日から一定期間を経過したもの」とございます。これについてお尋ねど承知しておりますが、この一定期間につきましては、衆議院における修正によって追加をされた入管法等改正法附則六十条の第一項に規定をいたします一定期間と同様の範囲と考えられるところでございます。

○政府参考人(西川克行君) 現在の構想を申し上げますと、東西二か所に設置をしようというふうに思つております。

○政府参考人(西川克行君) 対象となる施設、全国で二十二施設あるんですと申しますのは、入国者収容所等視察委員会の運営の改善向上につなげてほしいと思つてゐるのですが、この委員会は幾つくるんでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) 確かに先生おっしゃられるとおり施設が多うござりますので、運用状況を見ながらまた更に改善を考えていかたいというふうに考えております。

○今野東君 それで、この委員なんですが、「人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者の中から、法務大臣が任命する。」というふうにあるんですが、具体的にこれどういう人たちを想定しているんですか。

○政府参考人(西川克行君) これもこれから詰めていますが、今構想しておりますのは、例えば学識経験者、それから法曹関係者、医療関係者、NGOの関係者、そのほか幅広い分野の有識者から任命することを考えておりますし、それと、内ぐらいの委員の先生方に行つていただきまして、巡回して見ていただいて、それで改善点につき選出に当たりましては、例えば弁護士会、医師会

案者にお尋ねいたします。

○衆議院議員(細川律夫君) 端的に申し上げますと、御指摘のこの一定期間というのは、私ども提案者いたしましては三ヶ月程度ということを考えています。

これは、短期の滞在者というものは、カードとかあるいは住民基本台帳には載らないということでも、それ以上というようなこともありますので、そこで一定は大体三ヶ月ということを考えております。

したがつて、きちんと私どもとしては行政サービスがしっかりと行われるようにしていただきたいと思います。

○今野東君 衆議院の審議を見ておりますと、二たけれども、二方面で、計四方面というお答えだつたようですが、それでいいんですか。

○政府参考人(西川克行君) 東に一か所、西に一か所、それで各一か所十人と、こういうことでございますので、四か所という意味ではございません。

○今野東君 衆議院の審議を見ておりますと、二委員会で、各委員会に、今十人以内とおっしゃつたけれども、二方面で、計四方面というお答えだつたようですが、それでいいんですか。

○政府参考人(西川克行君) 東に一か所、西に一か所、それで各一か所十人と、こういうことでございますので、四か所という意味ではございません。

であるとか、NGO等の推薦を受け、あるいは少なくともこのようないいを受けることを検討しております。

○今野東君 参与員制度の例を見ますと、どうも私たちから見ると偏っていて、NGOからの推薦の人があななかな委員になれなかつたりというよう

なことがあるようなんですかけれども、是非医療関係の方は入れていただきたい。それから、難民支援NGOあるいは弁護士、今法曹界からもとおつしやつたからその辺は考えていただいている

んだろうと思ひますけれども、その辺りで、公正に収容状況、運営状況を見詰めることができる人を、是非、私たちが見て何か偏つているなどいう、できるだけ問題が表に出ないような人選なんじやないかと思われるような人選ではなく、公正な人選をしていただきたいと思います。

それから、最後に確認なんですが、これは、委員会が問題意識を持ったときに、入国者収容所長に改善の申入れを直接するということはできるんでしようか。そして、委員会の改善申入れについて必要な措置を講じなければならないというような具体的な文言がないんですが、その辺りはどこをどう読めばこれは担保できるようになつていて

○政府参考人(西川克行君) まず、入国者収容所等視察委員会ですが、視察の結果でありますとか被収容者との面接などの結果に基づきまして、入國者収容所等の運営に関しましてその長に意見を述べるということによって、当該施設における警備、処遇の透明性あるいは運営の改善向上を図る

ますので、意見を述べるということができます。当然、入国者収容所長はその意見を真摯に受け止めます。その担保といいたしましては、委員は適任者を法務大臣が任命する、法務大臣は、毎年、委員会が入国者収容所長に対し述べた意見、これを受けて入国者収容所長等が講じた措置の内容を

取りまとめてその概要を公表するということにさ

れております。

したがつて、委員が収容所長等に申し述べた意見が無視されたり、そういうことはなくて、その

意見は十分担保されるというふうに考えております。

○今野東君 これ、今聞いてみると、何か委員と所長の意見のやり取りというのがどうもないと見ええるんですね。

委員が所長に改善を申し入れる、そのことをどう措置したかというのを法務大臣が公表するとなっていますね。これ、委員が収容所長に改善申請をして、収容所長が委員に対してこれこれの予定であるとかそういうこともその段階で意見交換がなされるということが通常だと思ひます。その上で、意見と、それとなされた措置については別に法務大臣の方に報告をされると、こういうことでござります。

○政府参考人(西川克行君) 委員が改善を申し入れたことについて、これはそうなつてないよというやり取りは要するにできるんですね。

○今野東君 およそ一時間お尋ねをしてまいります

○政府参考人(西川克行君) 当然できるというシステムにしようと思つております。

○今野東君 およそ一時間お尋ねをしてまいります

○政府参考人(西川克行君) お尋ねをしてまいりました。

○今野東君 およそ一時間お尋ねをしてまいります

○政府参考人(西川克行君) お尋ねをしてまいります

○今野東君 およそ一時間お尋ねをしてまいります

○政府参考人(西川克行君) お尋ねをしてまいります

○今野東君 およそ一時間お尋ねをしてまいります

○政府参考人(西川克行君) お尋ねをしてまいります

○今野東君 およそ一時間お尋ねをしてまいります

○政府参考人(西川克行君) お尋ねをしてまいります

います。時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

ございました。

本日、小川敏夫君が委員を辞任され、その補欠として白真勲君が選任をされました。

○委員長(澤雄二君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

○丸山和也君 自由民主党の丸山和也でござります。

これから質問させていただきますが、個々の回の法案についてお尋ねする前に少しお聞きしたいんですけれども、今回、どうしてこういう、先ほどの質問にも若干重なるんですが、今回、入管法とそれから外登法による外国人管理といいますか、そういうのを一元化する方向で法案が出されているということなんですが、ここ、この時期にこういう改正といいますかねらいを定めた提案をされている基本的な理由というのはどういうところにあるんでしょうか。

○國務大臣(森英介君) 先ほどの今野委員に御答弁したことと重なりますけれども、現行の制度では、法務大臣は、入管法に基づき、外国人の入国情時や在留期間の更新時等の各種許可に係る審査を行つ際に、外国人から必要な情報を取り得している一方、在留期間の途中における事情の変更については、市区町村が実施している外国人登録制度を通じて把握することといたしております。

ところが、近年、我が国の国際化が進展し、新規入国者数が著しく増加するとともに、我が国に居住する外国人の数も増加し、また、我が国に在留する外国人の構成も大きく変化してまいりました。そうしたことから、外国人の在留状況、とりわけ居住実態の正確な把握が困難になってきております。

そこで、今回の改正により、現行の入管法に基づいて行つて情報把握と外国人登録法に基づいて市區町村を通して行つて情報把握の制度

を改め、適法な在留資格をもつて我が国に中長期に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。すなわち、今まで点

で把握できれども、それを線でもって把握し

ようというものです。

これによりまして、在留管理に必要な情報をより正確に把握できるようになりますし、また、新たな制度の構築を前提として、在留期間の上限の伸長や再入国許可制度の見直しなど、適法に在留する外国人に対する利便性を向上する措置の実施が可能となるわけでございます。

○丸山和也君 点から線へということですね、何か松本清張をちょっとと思い出しましたんすけれども

近年、非常に不法滞在者が政府の御努力によつて、当局の御努力によつて減つた、半減したといふふうに聞いてるんですけど、この点については事実だと思うんですけど、すると、今までの制度では、せっかくここまでやつてきたのにはまた増えてしまう、情報把握もできないようなどころからせつかくここまで減らしたもの。

したが、様々なお答えをいただきました。

先ほど、なぜこの時期にという質問がありまし

たが、音を上げているのはどういうところが音を上げているかというと、いわゆる外国人の集住都

市、この集住都市会議、外国人が集中して住んでいる都市、その会議がございます。そこでどう

いう意見が強く出されているかというと、今は外

国人登録しかございませんので、その行政サービスを提供する基礎は外国人登録しかない。ところが、住所を始めとしてそれが極めて不正確で使

いづらいものになつてゐるんだと。ですから、何か外国人の住所を中心としたその把握を十分で

くつしていくという視点を持つていただきたいと思います。

ようなシステムを新たにお願いしたいと、こういう強い声がございまして、外国人に対する、正規在留者に対するサービスの面と不法滞在者の両面を取り上げまして、それでは法務大臣において継続的に外国人の情報を正確なもの取得をして、それはもちろん在留管理にも使いますし、必要な部分については各市区町村に提供してそれを行政サービスの基礎にしていただくと、こういうことで始ましたと、こういうことでござります。

○丸山和也君 分かりました。

それで、個々のちょっと質問に入る前に大臣にお聞きたいんですけれども、前にもお聞きしたんですけども、やっぱり基本的に外国人とどう向き合っていくかということ、さらに、外国人を日本にどのように受け入れるかという問題なんですが、それとも、とりわけやはり切実に感じるのは、政治的難民と言われる人たちに対する受け入れを含めた対応をどうするのか、こら辺がやはり非常に一般的な質問で、どのように基本的に考えているのか、それから、特に難民ですね。それも労働力として外国人を受け入れることについて、非常に一般的な質問で、どのように受け入れるといふ政策は取っていないと思うんですけども、国際化の時代にあって、これから日本として外国人の受け入れについて基本的にはどのような考え方になっているのかと、いうことをまず最初にちょっとお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(森英介君) 今お尋ねのありました我が国における外国人の受け入れにつきましては、我が国の社会の安全と秩序を維持しつつ、かつ我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者についてはこれまで積極的な受け入れを図つてきています。今後も引き続き受け入れを推進してまいりたいと存じます。

また、少子高齢化時代を迎えた我が国において

は、外国人の受け入れの在り方に係る議論は重要なものであると認識をしておりますけれども、専門的、技術的分野に該当しない分野におけるいわゆる単純労働者につきましては、まだあるいは移民の導入ですか、こういったことについては、我が国の将来の国の在り方あるいは社会の在り方そのものにかかる問題でありまして、様々な観点からの国民的な議論が必要ではないかと思つております。

○丸山和也君 分かりました。

それで、個々のちょっと質問に入る前に大臣にお聞きしたいんですけれども、前にもお聞きしたんですけども、やっぱり基本的に外国人とどう向き合っていくかということ、さらに、外国人を日本にどのように受け入れるかという問題なんですが、それとも、とりわけやはり切実に感じるのは、政治的難民と言われる人たちに対する受け入れを含めた対応をどうするのか、こら辺がやはり非常に一般的な質問で、どのように受け入れるといふ政策は取っていないと思うんですけども、国際化の時代にあって、これから日本として外国人の受け入れについて基本的にはどのような考え方になっているのかと、いうことをまず最初にちょっとお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(森英介君) 今お尋ねのありました我

が国における外国人の受け入れにつきましては、我が国の社会の安全と秩序を維持しつつ、かつ我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者についてはこれまで積極的な受け入れを図つてきています。今後も引き続き受け入れを推進してまいりたいと存じます。

○丸山和也君 分かりました。

それで、個々のちょっと質問に入る前に大臣にお聞きしたいんですけれども、前にもお聞きしたんですけども、やっぱり基本的に外国人とどう向き合っていくかということ、さらに、外国人を日本にどのように受け入れるかという問題なんですが、それとも、とりわけやはり切実に感じるのは、政治的難民と言われる人たちに対する受け入れを含めた対応をどうするのか、こら辺がやはり非常に一般的な質問で、どのように受け入れるといふ政策は取っていないと思うんですけども、国際化の時代にあって、これから日本として外国人の受け入れについて基本的にはどのような考え方になっているのかと、いうことをまず最初にちょっとお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(森英介君) 今お尋ねのありました我が国における外国人の受け入れにつきましては、我が国の社会の安全と秩序を維持しつつ、かつ我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者についてはこれまで積極的な受け入れを図つてきています。今後も引き続き受け入れを推進してまいりたいと存じます。

また、少子高齢化時代を迎えた我が国において

は、外人への受け入れの在り方に係る議論は重要なものであると認識をしておりますけれども、専門的、技術的分野に該当しない分野におけるいわゆる単純労働者につきましては、まだあるいは移民の導入ですか、こういったことについては、我が国の将来の国の在り方あるいは社会の在り方そのものにかかる問題でありまして、様々な観点からの国民的な議論が必要ではないかと思つております。

○丸山和也君 分かりました。

それで、個々のちょっと質問に入る前に大臣にお聞きしたいんですけれども、前にもお聞きしたんですけども、やっぱり基本的に外国人とどう向き合っていくかということ、さらに、外国人を日本にどのように受け入れるかという問題なんですが、それとも、とりわけやはり切実に感じるのは、政治的難民と言われる人たちに対する受け入れを含めた対応をどうするのか、こら辺がやはり非常に一般的な質問で、どのように受け入れるといふ政策は取っていないと思うんですけども、国際化の時代にあって、これから日本として外国人の受け入れについて基本的にはどのような考え方になっているのかと、いうことをまず最初にちょっとお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(森英介君) 今お尋ねのありました我が国における外国人の受け入れにつきましては、我が国の社会の安全と秩序を維持しつつ、かつ我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者についてはこれまで積極的な受け入れを図つてきています。今後も引き続き受け入れを推進してまいりたいと存じます。

また、少子高齢化時代を迎えた我が国において

限りの努力をしてみたいというふうに思つております。

○丸山和也君 それでは、個々のちょっと質問に

入らせていただきたいんですけども。

これまで外国人登録証明書ですか、これは不法滞在者に対しても、まあ不法滞在者に対

いろ御意見ありましたけれども、不法滞在者に対しても発給されているわけですねけれども、これは

今後、在留カードという形になつた場合は、もちろん不法滞在者に対する交付されないわけですよ。

こちら辺はどういう違いがあり、また意義があるんでしようか。

○政府参考人(西川克行君) 委員御指摘のとおり、現在、外国人登録証は不法滞在者にも発行をされております。

この理由を簡単に申し上げますと、外国人登録法の登録の対象となる外国人には不法滞在者も含まれると、こうしたことになつております。

つ、本邦に在留する外国人は上陸の日から九十日以内に登録の申請をしなければならないと、したがつて、不法滞在者であっても登録の申請をしなければならないと、その登録は受け付けなければならぬし外国人登録証を渡さなければならないと、こういう仕切りになつております。

これは相当昔の話になつて、戦後の話になりますが、当時は、不法滞在者ということのようではございませんでした。その人たちの取締りに、不法入国した後に我が国に定着した後外国人登録をしていいといふことで検挙をしたと、こういう歴史があるようでございます。したがつて、当時としては鮮半島からの不法入国者ということのようではございました。この人たちはいかにも朝鮮半島からの不法滞在者であります。しかし、それなりの合理性があつたのかなと思いますが、現在では外国人の構成も変わつておりますし様々な状況が変化しておりますので、現在はむしろ不法滞在者が外国人登録証を持てるということに違和感を感じることになつていて、どうふうに考えております。

新たな在留カードについては、正規の在留者で

あり、かつ中長期我が国に在留する外国人の方に

交付すると、こういうことになつております。

○丸山和也君 そのように説明されております。

それで、ちょっと念のためにお聞きしたいんですけども、では、今までの制度の中で、戦後すぐとかそういうのじゃなくて、いわゆる割かし最近といいますか、不法滞在者で外国人登録申請をしてそれでカードを持っているという人の数とい

うのはどのくらいあるんでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) 概数ですが、約一萬八千人おられるというふうに考えております。

○丸山和也君 それでは、今回の法改正の中で非常に形としてはつきり変わつたなどいうふうに思われるのは、やっぱり在留カードだと思うんです。

○政府参考人(西川克行君) よ。これの導入だと思います。

それで、これについてお聞きしたいんですけども、これはどういう手続で、いつ、どこでもらえるというか交付されることになつているんでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) 基本的には、当初から空港において上陸の段階で中長期の在留期間が与えられますので、その段階で在留カードを交付するということを考えております。

ただ、途中で中長期の在留資格に変わる場合もござりますので、その後は、その場合には、後

うふうに思います。

○丸山和也君 このカードはいわゆる券面の記載事項のほかにICチップが組み込まれていると聞いています。ですが、これのやっぱり意味というのはどういうところにあるんですか。ICチップを組み込んでいる、またそこに記載されている内容との関係では。

○政府参考人(西川克行君) このICチップを組み込んでいるという意味は、ほとんど専ら偽造対策ということでございます。もちろん、カードの券面上というか、あつ、失礼、額面上も、今は外

国人登録でなされているような偽変造対策、例え

ばホログラムを使つたりといふのはじょうと思いま

ますが、基本的には額面に表示されているもの全部又は一部をICチップの中に入れると。したがつて、そのICチップを読み込める機械があれ

ば、その額面の記載とICチップの内容を比較し

されやすいけれども、ICチップの中まではなか

なか読み取られて偽造されるようなことはないか

ら、これで偽造対策になると、こういう考え方によ

るらしいんでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) 委員のおっしゃられるとおりに考えております。

○丸山和也君 これは、交付された場合、常時携帯義務というのはあるんですね。

○政府参考人(西川克行君) 在留カードの場合については、常時携帯義務がございます。

○丸山和也君 現在、この関係で偽造、変造が非常に横行しているというふうなことで特にこうい

う改正を取り入れられたと聞いているんですけども、これ、ICチップを盛り込んだこの在留

カードによって実際偽造、変造というのはほとん

どなくなるというふうに思われているんでしょうか。

○丸山和也君 すると、それはむしろ偽造とか対策用にICチップを入れていると、表の面と中

身、チップの中で違つて、偽造した場合は発見するツールとしてICチップを組み込んでいる

と、こういう理解でいいわけですか。

○政府参考人(西川克行君) おっしゃるとおりでござります。

○丸山和也君 次に、それと、今回、改正で非常に私も前進したんだと思う点が一つあるんですね。

○政府参考人(西川克行君) それと、罰則及びその偽変造

に関与した者が外国人である場合は、これを退去

ですけれども、何度もこういう手続を、再入国手続を取らなきやならないということで、非

常に日本にいる外国の方から不満が漏れていたん

ですけど、これについてみなし再入国制度を設けられたというふうで利便性を図られたということ

なんですか。これは単純にそういう要望を

ついに聞き入れたということでおろしいんでしょ

うか。それとも、情報管理が非常にこれから進む

ようになるからこういう制度を取つたという、そ

ういう側面もあるんでしょうか。

○丸山和也君 そこで、やや問題にされていると思ふんですけれども、個人情報との関係ですよ

ね。この個人情報が、あるいはこのカードに

ICチップに記載された個人情報が他の目的に利

用されるとかあるいは流出するとか、こういう危

険性というふうなことはないんでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) まず、法律上、IC

チップに組み込まれる情報というのは額面の記載の全部又は一部ということございますので、写

真の情報は入りますけれども、それ以上のもので

はないということをございまして、そう膨大な情

報をこのICチップの中に組み込むということ

はございませんので、見た額面の情報がそのまま

ICチップに入つていると、一部の場合もあると

思つてこれからこれも詰めますけれども、全部又

は一部でございまして、それ以上のものを入れる

と今度は法律違反になりますので、それはできません

いということになつております。

○丸山和也君 すると、それはむしろ偽造とか対

策用にICチップを入れていると、表の面と中

身、チップの中で違つて、偽造した場合は発

見するツールとしてICチップを組み込んでいる

と、こういう理解でいいわけですか。

○政府参考人(西川克行君) おっしゃるとおりでござります。

○丸山和也君 次に、それと、今回、改正で非常

に私も前進したんだと思う点が一つあるんですね。

○政府参考人(西川克行君) それと、罰則及びその偽変造

に関与した者が外国人である場合は、これを退去

ですけれども、何度もこういう手続を、再入国手続を取らなきやならないということで、非

常に日本にいる外国の方から不満が漏れていたん

ですけど、これについてみなし再入国制度を設け

られたというふうで利便性を図られたということ

なんですか。これは単純にそういう要望を

ついに聞き入れたということでおろしいんでしょ

うか。それとも、情報管理が非常にこれから進む

ようになるからこういう制度を取つたという、そ

ういう側面もあるんでしょうか。

○国務大臣(森英介君) 従前から再入国許可の見直しにつきましては種々の要望がなされていましたが、新たな在留管理制度の導入によって中長期在留外国人に関する在留状況の継続的かつ正確な把握が可能となりました。それによりまして再入国許可に際して在留状況を確認する必要性が少なくなりますことから、外国人の利便性向上のため再入国制度の見直しを行い、みなし再入国許可制度を導入することいたしましたものでございます。

○丸山和也君 非常にこれは僕は前進であり、私も外国人雇った経験があるんですけれども、そういう意味で利便性、あるいは図られて良かったと思っています。評価も高いと思います。

それで、それはその評価ということで、一方、在留資格の取消しということに関して少しお聞きしたいんですけども、いわゆる今偽装結婚とかそれからDVとか家庭内暴力とか、いろんなことが問題になっているんですけども、これが関係で、いつたん在留資格はもらつたけれども、これが取り消されてしまうんじゃないかという懸念もかなり強く出ているんですが、とりわけDV被害との関係で、同居していたんだけど、そこから逃れるとか行方をくらますとか、いろんなことが出てくると思うんですけど、こういう事件といいますか家庭内の事件とそれから在留資格の取消しいうようなことがこれからいろいろ起こってくるんじゃないかなと思うんですけど、その点についてはどういう配慮をされるんでしようか。

○政府参考人(西川克行君) お答え申し上げま

委員御指摘のとおり、今回、在留資格の取消し事由の一つとして、配偶者の身分を有する者としての活動を行っていないとの付け加えるということになつております。これは、配偶者の身分を有する者としての活動を行いうことを理由に我が国に在留が認められる。その活動自体がなくなつたということをございますので、その資格で日本にそのままいるというのではなくうどいうことから、取消し事由の一つにするというの

が一つと、また、もう一つの理由としては、近くになりますことから、外国人の利便性向上のため再入国制度の見直しを行い、みなし再入国許可制度を導入することいたしたものでございます。

それで、御懸念の点でございますけれども、確かにDVの被害者が配偶者のうちの一方であると面があるというのが出てくるというように思いますが、すなわち、DVが原因で離婚した外国人については、形式的には配偶者の身分を有する者としての活動を行わないで在留するということの要件に該当するになりますが、これは衆議院における修正案において明記されましたとおり、活動を行わずに在留を継続することについて正当な理由がある場合には在留資格の取消しの対象から除外をされるということになります。

DVの事案の中には、申請があれば定住者等の在留資格への変更の許可が見込まれると、こういふ場合もございまして、在留資格取消し手続における意見聴取の際に外国人に対してもその意思を確認するなどし、在留資格変更を許可するのが相当である場合には、在留資格取消し手続を終了させて、資格は実際は取り消さないと、このような柔軟な対応をすることが適当であるというふうに考えております。

○丸山和也君 言うはや少しで、実際は結構難しいというか、ケースもあると思うんですね。ちょっと立ち入つてお聞きしますけれども、DV被害に遭つたんだ、だから離婚したんだというようなケースがあつて、それは虚偽であるかも分からぬし本当であるかも分からぬ。そちら辺の調査といふか判定といふのはどの程度実効的におやりになるんでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) その点については、

御本人、それから関係者の方々から詳細話を聞きまし、今回、在留資格の関係につきましてある程度の調査も実施できるということが明文化されましたので、その調査権限等も利用して調べてみたいと、この九十日以内にという点ですね。

○丸山和也君 分かりました。

いんすけれども、やや個人的な感覚として、九月十日というのは逆にちょっと長過ぎるんじゃないかなという感触をちょっと持つてゐるんですけども、そこ辺についてはどのようにお考えになさるでしょうか。

○丸山和也君 そこ辺は、是非この修正された趣旨に沿つてやらないと、やっぱりかなりさじ加減で結構どうでもなると思うんですね。ですから、やはり慎重にというか、丁寧にやつていただきたいということを申し上げておきます。

それからもう一つ、やはり修正協議の結果が出ているんですけども、上陸許可の新規の居住地の届出を九十日以内にしない場合は取消し事由になるんですけども、この場合もやっぱり正当な理由ということが加えられているんですけども、除く、正当な理由がある場合はと。これはどちらも、このことを特に念頭に置かれているんでしょう。

○政府参考人(西川克行君) これは、原案では正当な理由というのは入れておりませんでした。ただ、すべてを取り消すというわけではなくて、取り消すことができるという条文になつておりますので、事案では取り消さない場合もあるのかなというふうには考えておりました。

修正で正当な理由というのを入れていただいたということになりますが、初め、日本に上陸をして中長期我が国に在留する外国人なので普通の場合はどこそこに住むんだろうという住所についてのある程度のめどを持つて我が国に在留しているだろうということを考えていたので、あえて正当な理由がある場合は除くというのを入れる必要はないのかなというふうに考えておりましたが、たゞ、例えは何らかの就労の資格で我が国に在留するというふうに考えておりました。だから、例えば何らかの就労の資格で我が国に在留して、本人の責めによらないで会社が倒産してしまつてどうしても住所を定めることができなかつたと、そんなような場合も生ずるのかなというふうに思いましたので、そのような場合については、事案によりますけれども、正当な理由といふふうか。

それから、今回の改正で目玉とされている外国人の研修・技能実習制度、これについても大変これまでの弊害も勘案した上で配慮をした内容になつていてるというふうに説明されているんですけど、これは特にどのようにメリットがあるんでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) 今回、外国人の研修・技能実習制度の改正をいたしましたが、これは、研修生、技能実習生を実質的に低賃金にしている、それから不適正な受入れが増加していく、いわゆる不正行為、これも多発していると、こう

いう実情にあるということで、この不正行為を何とか少なくする、さらにはなくそういうことで、専ら研修生、技能実習生の保護の強化という観点から改正をお願いしたものでございます。

具体的には、実務研修、これはもちろん学ぶという側面もあるんでしようけれども、働くという側面もあると。ただ、現在、研修というのは就労ということでは位置付けられておりませんので、これは労働法規の保護を受けることができないと。したがって、この実務研修を行う場合は原則として雇用契約に基づいて技能修得活動を行うということを義務付けて、その結果、例えば労働基準法だと最低賃金法等の労働関係法上の保護を受けられるようになると、これが第一点という立するという観点から、現在、技能実習は在留資格、特定活動ということで、法務大臣が個々に指定する活動として実施されていたんですが、在留資格として整備をすると、これが第二点目となります。

それから、技能実習生の安定的な法的地位を確立するという観点から、現在、技能実習は在留資格、特定活動ということで、法務大臣が個々に指定期間を三年から五年に伸長するということになりますが、三年から五年に伸長するということですか、そのように持つていただきたいということなんですが、三年から五年に伸長するということであります。

○丸山和也君 やはり制度をつくつても、それが本当にうまく運用されるかどうかは非常に重要な問題だと思います。特にこの部分に関しましてはですね。ですから、実際どういう運用状況になるのかということを、もうやつぱり十分調査していただき、またデータも集めて、それから見直しも含めて検討を是非していただきたいと思うんですけど、その点について、そういうお気持ちすげれども、その点について、そういうお気持ちはあるんでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) 今回の改正で、まず不正行為をとにかく少なくてすると、これが第一の主眼でございますけれども、その上において、運用をよく見極めて、それから、先ほど申し上げたとおり、各関係省庁それから各界の意見も伺つて、今後の研修・技能実習の在り方について議論を深めたいというふうに考えております。

○丸山和也君 そういうことなんですが、実際にこの制度の下で、いわゆる受入れ団体の中でも非常に悪質だと、行為があつたことが発覚したような場合、それに対してはどういう処置をとられるんでしょう。

○政府参考人(西川克行君) 現在もいわゆる不正行為が多発発生をしております。現在は、不正行為を行つた受入れ団体については三年間受入れを停止すると、こういう措置をとっておりますが、これは今回の改正に伴う法務省令等で定めるといふことになると思いますけれども、法務省令等で

ども、これについてやや問題点が、これでもう万全だということなんでしょうか、それとも、やはりなお足りないというような点があると思われているのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんです。

○政府参考人(西川克行君) 本件の改正は専ら現在における不正行為、これを何とかしようという観点からの改正でございますので、今後の研修・技能実習、これから技能実習ということになりますが、三年から五年に伸長するというふうな措置もとりまして、より厳正、適切な不正行為認定、それから悪質な受入れ団体をこのシステムから排除していくということをやりたいというふうに思っております。

○丸山和也君 この三年から五年にというのは、それから各分野の御意見もいただいて、議論を深めていく必要があるというふうに考えております。そういうふうに持つていただきたいということなんですか、そのようにするということなんですか。

○政府参考人(西川克行君) 関係省庁の意見も伺いますが、三年から五年に伸長するということを考えております。

○丸山和也君 やはり制度をつくつても、それが

本当にうまく運用されるかどうかは非常に重要な問題だと思います。特にこの部分に関しましてはですね。ですから、実際どういう運用状況になるのかということを、もうやつぱり十分調査していただき、またデータも集めて、それから見直しも含めて検討を是非していただきたいと思うんですけど、その点について、そういうお気持ちすげれども、その点について、そういうお気持ちはあるんでしょうか。

○丸山和也君 こういう悪質な受入れ団体について、三年から五年これ停止するということもあるんですけれども、やはり氏名の公表とか責任の追及とか、こういう、単に停止期間を五年にしたということだけじゃなくて、もっとやつぱり厳しい罰則が必要だと思うんですね。よく、いわゆる外国人を食い物にして利益を上げるということは、決して外国人の受入れの本来の目的と全く逆のことです。彼らがやつぱり悪い感情を持つてまた本国に帰るなりして日本でひどい目に遭つたよということが広まるわけですから、決して日本にとってプラスにならないんですね、一時的には確かに何らかの形で戦力になつたりするでしおけれども。ですから、かなり厳格に、厳正に対処した方がいいと思うんですけれども、どうでしょうね。

○政府参考人(西川克行君) 委員おっしゃるとおりで、不正行為の認定で、ただ単に受入れ機関を決めるというだけではなくて、不正行為の中には犯罪を構成するもの、これもございます。特に、賃金不払等の労働基準法違反等多数の事件が挙がっておりますし、現在も、労働基準法違反といふことで労基の方で刑事手続に乗せている事件もございますが、今回、ただ、今まででは研修につきましては、これはあくまで研修でございまして、労働法関係法規の適用がなかったものですから、研修手当の不払や何かにつきましては、これは労

定めることになりますが、この受入れ機関につきまして、重大な不正行為については受入れ停止期間を三年から五年に伸長するというふうな措置もとりまして、より厳正、適切な不正行為認定、それから悪質な受入れ団体をこのシステムから除外していくということをやりたいというふうに思っております。

○丸山和也君 じゃ、今後はそういう各機関と連携した上で、悪質な刑事事件に該当するようなものについては刑事告発もすると、こういう強い姿勢で臨んでいくというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) 委員のおっしゃるとおり、厳正に対応したいと思っております。

○丸山和也君 それから、衆議院で修正された点についても若干お聞きしたいんですけど、特別永住者については証明書並びに旅券の携帯義務条項を削除したとあるんです。これはどういう理由からなんでしょうか。

○衆議院議員(桜井郁三君) 現時点においては、特別永住者について特別永住者証明書及び旅券の常時携帯義務を課す必要性が完全に否定されたわけではございません。しかしながら、特別永住者については、その歴史的経過及び我が国における常時携帯義務を課す必要性が完全に否定されたわけではございません。しかしながら、特別永住者定着性にかんがみ、特段の配慮が必要であり、また、平成十一年度の外登法の改正による全会派一致の附帯決議において、特に特別永住者にかかる外国人登録証明書の常時携帯義務について見直しが求められていましたところでございます。したがって、今回の法改正において、特別永住者証明書及び特別永住者にかかる旅券の常時携帯義務規定を削除することとしたものであります。

なお、特別永住者証明書の常時携帯義務を削除了ことにより、特別永住者への成り済ましの危険性があるとの指摘については、当該外国人の身

分関係、在留資格の有無等について迅速に把握して、その運用を徹底することにより対応することは可能であると考えておるわけあります。

○丸山和也君 これについても、随分前から携帯義務をやつぱり削除すべきだという、もうずっと前からいろいろあって実現したと思うんですけれども、成り済ましという、そういう若干その危険もあるかも分かりませんけれども、この削除されるに至った理由というのは、やつぱりそういうことを常に、特別永住の資格を持つている人に対しても常に携帯しなきゃそれは違反だよというようもあるかも分かりませんけれども、この削除されると常に、特別永住の資格を持つている人に対しまで常に携帯しなきゃそれは違反だよというようなことが、やつぱり何というかなまあ人権侵害と言えるかちょっと分かりませんけど、そういう観点からの配慮もかなり考慮されたんでしょうが、そこをお聞きしたいんですけれども。

○政府参考人(西川克行君) 特別永住につきましては、もう先生御案内とのおり、平和条約の発効によってそれまで日本人であったという方々が自分の意思に関係なく国籍を失われたと、こういふ歴史的経過がござりますし、定着性が非常に高いということで、改正原案を出した立場からは非常に申し上げづらいんですけど、もう平成十一年の段階で罰則からは外れておりまして、過料と、こういうことになつております。したがつて、特別永住者の常時携帯義務違反について現行犯逮捕とかそういう問題は既に生じていなかつたと、こういうことでございます。

もちろん、特別永住の方々、日本に定着いたしました日本人と変わらない生活をされていると、いうことで非常に大きな要望等もございましたし、それから、平成十一年の過料になつた後の経過を見ましても、もちろん現場では特別永住の方々に外国人登録証を提示を求めるという事案はあると思いますけど、検査事例はございませんので、現時点で廃止されても迅速な照会に対する回答ということで対応できるのではないかというふうに考えました。

○丸山和也君 そういう歴史的経過を逆にお聞かせいただくと、逆に、今から言つても仕方ない、

もっと早くこういうのが削除されてもよかつたんじゃないようにおっしゃっているんですね。

それで、実際問題として、これ携帯していない件もないということなんですか、過去に。○政府参考人(西川克行君) 少なくとも、平成十一年に過料ということになつた後、過料を取られたという事例については聞いておりませんので、ないと思います。

○丸山和也君 やはり厳格な法の執行ということは持つてあるだけ差別とかあるいはそういうのを廃止していくという、またそういう感情を持たせるということもできるだけ、場面も少なく味では、やや若干長く掛かり過ぎたなという感じは持つてあるんですけど、良かったなと思つています。これは質問ではありません。

もう大体聞いてしまつたんだよな。それから、修正協議に関して附則があるんですね、附則の追加がありまして、その中で、三の中、法務大臣は、永住者のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を今後検討するものとする

ますけれども、一般永住者の中には、その歴史的背景から我が国に長期間在留しているなど、我が国への定着性が特に高い方がおられるることも一方でございまして、今後、この附則の規定を受け、法施行後の内外の諸情勢をも踏まえつつ、これらの方々に対する在留管理の在り方全体について前広に検討してまいりたいというふうに思つておつしやつたんだよな。

○丸山和也君 この点は、聞くところによると、特に今野東先生が力を入れて主張されているんですけど、これはさつきの、何というか、特別永住者とはまだちょっと違う論点で付け加えられたと思うんですけど、これはどういうことを言わんとしているんでしょうか、修正の方ですけれども、修正の附則ですけれども。

○国務大臣(森英介君) お答え申し上げます。今委員からお尋ねがあったのは、一般永住者の特に定着性の高い方のことについてだと思いますが、特別永住者と一般永住者の取扱いについては、例えば、在留の場面においては、在留カードの有効期間の更新方法、常時携帯義務の有無、再

入国許可の有効期間や再入国許可を受けたものとみなされる期間の長短、退去強制の場面においては、退去強制事由の限定の有無の点において違います。さらに、上陸審査の場面において違います。さらに、上陸拒否事由該当性の審査の要否、個人識別があります。さらに、上陸審査の場面において違います。さらに、上陸拒否事由該当性の審査の要否、個人識別

が異なる様な配慮がなされている理由は、申しますでもないことですけれども、日本国との平和条約の発効により本人の意思に全く関係なく日本の国籍を離脱した方々であること、それから、終戦前から引き続き日本に在留している方であり、我が国に対する強い定着性があるという点にあります。この点、そのほとんどが新たに来日した外国人、いわゆるニューカマーである一般永住者とは、その歴史的経緯や定着性に関する全く事情が異なっております。

ただ、今、附則にも盛り込まれたことでござりますけれども、一般永住者の中には、その歴史的背景から我が国に長期間在留しているなど、我が国への定着性が特に高い方がおられることが実でございまして、今後、この附則の規定を受けて、法施行後の内外の諸情勢をも踏まえつつ、これは、今までダブルスタンダードというか、在留管理は国においてなされ、外国人登録は市町村といふことでもって、その谷間みたいなところは思うんですけど、先ほどの今野委員の御質問にお答えしたように、それが施行されるのが二年後でございますけれども、十三万人からの捕捉しているだけでも不法滞在者がいると。

これについては、この人たちについては三年後に非常に中途半端な立場になつちゃうわけですし、またそれまでになるべくその数を減らさなければいけないというのを私どもに課せられた課題であつて、その減らす方法についてはいろいろあるわけでございますけれども、やつぱり一つは、先ほど申し上げましたけれども、在留特別許可に係るガイドラインをもう一度吟味いたしまして、

は、苦渋の決断をしたけれども非常にいい決断だったというふうに、そういう趣旨に私は受け止めたんですけれども、苦渋の中でのいい決断をされたと私が思ったからかもしれませんけれども、そのように受け止めたんですけれども、いわゆるあいう、あいうと言うと変ですけれども、ああいう類似のケースで、非常に世間の注目も浴び、また法と人情がせめぎ合うようなケースで、それは個々の事案によって判断してまいりますと最後に答弁をおつしやつたんですけれども、今後もああいう事例というのはやつぱりかなり発生してくると思うんですね。それについてを明確化すべきじゃないかという意見もいろいろありますと、これは非常に難しい問題なんですからども、今後もああいう事例というのはやつぱりなりますと最後に答弁をおつしやつたんですけれども、そこに対してある程度のもうちょっと基準を明確化すべきじゃないかという意見もいろいろありますと、これは個々の事案によって判断してまいりますと最後に答弁をおつしやつたんですけれども、その後、検討の結果といいますか、何かありました御所見をお伺いしたいと思うんですけれども。

○國務大臣(森英介君) これは、今回の改正案が成立をさせていただきまして施行された暁には、この間のカルデロン一家のような事例というの是非常に起こりにくくなるというふうに思います。これは、今までダブルスタンダードというか、在留管理は国においてなされ、外国人登録は市町村といふことでもって、その谷間みたいなところは思うんですけど、先ほどの今野委員の御質問にお答えしたように、それが施行されるのが二年後でございますけれども、十三万人からの捕捉しているだけでも不法滞在者がいると。

もうちょっと少し許容範囲を広げるとか、そういう

うことでもって要するに不法滞在者を正規滞在者に変えていくこともあります。

そういったことと、あるいは、なるべく速やかに自発的に出頭していただいて、どんどん帰つていただく方には帰つていただくことでも減るわけでございますけれども、そういうふた様々な

合わせ技でもつて一挙に、先ほど申し上げたアムネスティーというようなことで一举にばあつとやるというのはやっぱりこれは私どもとしてはなかなか採用し難いわけでございますので、そいつたきめ細かい配慮をして、しかしながら、そ

いつたガイドラインをいま一度吟味して、より不法滞在者の減少につながるような工夫を凝らしてまいりたいというふうに思つております。具体的なことについては、やはり今こうこういう

○丸山和也君 今回の改正によつてカルデロンさんのようなケースはかなりとりますか減つてい

るということはこの際申し上げておきます。

○松野信夫君 民主党の松野信夫です。

入管法に伴います様々な問題点について、法務大臣等々に御質問させていただきたいと思いま

す。

今回の法案というものは、法務大臣に在留管理

ガイドラインということはちょっと申し上げかねますけれども、そいつた方向の検討を進めてい

るということはこの際申し上げておきます。

○丸山和也君 今回の改正によつてカルデロンさ

んのようなケースはかなりとりますか減つてい

くだろうというお考えを持たれているというよ

うと、それから、在留特別許可についてもよりガイ

ドラインを作る方向で検討し、また、在留特別許

可もこれまで以上に、個別の事案によるんでしょ

うけど、柔軟に判断していくみたいというようなお

考えと伺つてよろしいんでしようか。

○国務大臣(森英介君) 結構です。

○丸山和也君 非常に結構なお答えをいただきま

したので、私も、ちょうど時間と、早いんですけども、切りにいたしていただいて、次にバトンタッチさせていただきたいと思います。

○委員長(澤雄二君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後一時三十分開会

○委員長(澤雄二君) ただいまから法務委員会を

再開いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、丸山和也君が委員を辞任され、その補欠として佐藤正久君が選任をされました。

わけで、とりわけこの点については非常に心配をされている方が多いわけです。

それで、その配偶者の身分を有する者としての活動という、もうこれは正直言つて法律家の作った悪文だなというふうに考えざるを得ない。非常

にあいまいだし、分かりにくくし、何となくこ

れ、配偶者の身分を有する者としての活動とい

うと、妻は妻らしく、夫は夫らしく、何となく外國人配偶者にだけ最近では余り聞かなくなつたよう

な良妻賢母型、古風なそういう活動を求めてい

るかなどいうふうに思はざるを得ないところもあ

るんですが、なぜこういうような形で配偶者の在

留資格取消しというのをまず設けなければいけな

ことを一本化すると、そういうような基本原則がある

わけですが、いろいろ中身を見てまいりますと、

ある意味ではあめとむちを使い分けているという

ふうに言つても過言ではないかと思います。確か

に、中長期に適法に在留する外国人の人にとって

みると一定の便宜が進んでいるという側面もあり

ますが、若干むちの部分もないわけではないとい

うことで、私のところにも外国人問題をいろいろ

とサポートしておられる方々から、大丈夫だらうかということでの心配、不安も寄せられていると

ころでありますて、とりわけ多かったのが外国人

配偶者の待遇の問題で、私は別に外国人妻からそ

んなにもてるわけじゃないんですけれども、そつ

いう御質問がかなり、(発言する者あり)いやいや、決して似合わないことはないと思うんですけども、参つておりますが、最初に、まず外国人の配偶者の場合でいえば、平成十四年十月十七日付け最高裁第一小法廷の判決において、「日本人との間に、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真な意思をもつて共同生活を営むことを本質とする婚姻」という特別な身分関係を有する者としての活動というのは一体どういうことなのかということで調べてみましたら、日本人の配偶者の場合でいえば、平成十四年十月十七日付け最高裁第一小法廷の判決において、「日本人との間に、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真な意思をもつて共同生活を営むことを本質とする婚姻」という特別な身分関係を有する者」というんで、こういう定義だと何か当てはまる人は割と少ないんじゃないかと思いますが。

それはおいておいて、今回、その配偶者の身分を有する者としての活動を行つていいことを在留資格の取消し事由としたのは、日本人の配偶者及び永住者等の配偶者は、今申し上げた配偶者の身分を有する者としての活動を行つていいことを理由として我が国における在留を認められている以上、衆議院で六ヶ月以上というふうに修正されおりますが、それを行わないと在留資格が取り消されると、こういう新しい設計が行われている

だ、在留期間の途中で離婚した場合にもそれは途中で取り消すんだと、こういう趣旨も入っているんだということになると、これはかなり身分が不安定な形になりますし、これはちょっと認められないのではないかというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。政府参考人でもいいです。

○政府参考人(西川克行君) 元々日本人の配偶者等という資格でござりますので、この日本人の配偶者という身分を前提に我が国に在留が認められているということですので、理屈の上においては、その身分を失つてしまつてもう日本人の配偶者ではなくなつたということで入るといふうに思います。

ただ、よくそれを見定める必要があるということで、相当、婚姻の破綻であるとかそういうのが事実であるかということで、当初は三ヶ月という改正案の規定を置きましたけれども、これを六ヶ月に伸長されたということでございますので、その間によく判断をされて、もし、別の資格に変更するという場合もござりますので、そういう場合にはそういう資格に変更していただけるということで、六か月の期間がありますのでそれほど酷な結果にはならないのではないかということで、こういう取消し規定を設けたということでござります。

○松野信夫君 そうすると、従来は、何度も申し上げるように、日本人の配偶者等という在留資格でいる方が途中で取り消されるというケースはあるんですが、従来は偽装結婚が実態ではないかと、いうことで取り消されたケースがもうほとんどだ本人の配偶者等なくなりましたね、だから取り消しますと、そういうことは実務的にはやつてなかつたというふうに私は聞いているんですが、そのとおりで間違いないですか。

○政府参考人(西川克行君) 何かだまして在留資

格を取つた場合ではありませんので、従来はこの取消し規定というものは存在しなかつたと。だから、今回の改正法で新たに付け加わつた取消し規定ということをございます。

○松野信夫君 いや、従来も在留資格の取消しというのがありましたよね。日本人の配偶者等といふう在留資格を持っていて、それで取消しなされることは、これは要するに偽装結婚だということとだから取消しだと、こういうことで間違いないことでしょう。

○政府参考人(西川克行君) 従来については委員会のおおしやられるとおりでございまして、偽装結婚ということで在留資格を、要は事実を偽つて在留資格を得たという理由で取消しになつていたと

○松野信夫君 それで、少し実態的に見てまいりますと、夫婦関係がなかなかうまくいかない、仲たがいする、そうすると離婚についての話合いが進む、中には離婚の調停ということで家庭裁判所で離婚の調停が進む、調停もうまくいかなくてさらには離婚訴訟に進むというのが一般的な離婚の流れだと思いますが、この法改正のよう、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して、修正

○政府参考人(西川克行君) そのような理解で考えております。そのとおりだと思います。

○松野信夫君 それで、離婚調停とか離婚訴訟、これもいろんな理由があるわけですね。それは夫婦ですから、一〇〇%どっちが悪いということもなかなか言えないケースもあるうかと思うし、場合によつては、例えば日本人の夫の方が暴力を振るう、DVをやるということもあるでしょうし、そうすると、かなり長期間別居しないと身の危険が生ずるということだってあり得ると思うんですね。

○松野信夫君 こういうような例えはDVで長期間別居する、これはもちろん、ですから配偶者の身分を有する者としての活動はできないわけですが、こういう場合はどうなんでしょう。

○政府参考人(西川克行君) DV事案についても様々なケースがあり得るとは思いますが、個別の事案を個々に判断するということにならうとは思いますが、一般論で申し上げれば、例えばDV被害を受けた配偶者から逃げている、あるいは離婚訴訟中であるというような場合については正当な理由があると認められることにならうというふうには思います。

○松野信夫君 それで、いろいろ調べましたら、永住許可に関するガイドラインというのが法務省

の入国管理局の方で平成十八年三月三十一日付けで、作られておりまして、この中見ますと、どういふふうに考えております。実態を伴つた婚姻生活というのを書いてある。その中で、原則十年在留に関する特例というのがあります。この第一項のところに実態を伴つた婚姻生活が三年以上継続しという要件があります。実態を伴つた婚姻生活というのとこの法案で言うところの配偶者の身分を有する者としての活動というのは、これは実質的には同じことでしようか。

○政府参考人(西川克行君) 同じことだというふうに考えております。

○松野信夫君 同じことなら、配偶者の身分を有する者としての活動云々と書かないで、この永住許可に関するガイドラインのように、実態を伴つた婚姻生活を継続するという、そういうのでは何で駄目なんでしょう。

○政府参考人(西川克行君) 在留資格の立て方で、それぞれ別表第一、第二、活動内容が指定されています。そのとおりだと思いません。

○松野信夫君 同じことなら、配偶者の身分を有する者としての活動云々と書かないで、この永住許可に関するガイドラインのように、実態を伴つた婚姻生活を継続するという、そういうのでは何で駄目なんでしょう。

○政府参考人(西川克行君) 在留資格の立て方で、それを別表第一、第二、活動内容が指定されています。そのとおりだと思いません。

○松野信夫君 同じことなら、配偶者の身分を有する者としての活動云々と書かないで、この永住許可に関するガイドラインのように、実態を伴つた婚姻生活を継続するという、そういうのでは何で駄目なんでしょう。

○政府参考人(西川克行君) 在留資格の立て方で、それを別表第一、第二、活動内容が指定されています。そのとおりだと思いません。

○松野信夫君 同じことなら、配偶者の身分を有する者としての活動云々と書かないで、この永住許可に関するガイドラインのように、実態を伴つた婚姻生活を継続するという、そういうのでは何で駄目なんでしょう。

で作られておりまして、この中見ますと、どういふふうに考えております。実態を伴つた婚姻生活というのを書いてある。その中で、原則十年在留に関する特例というのがあります。この第一項のところに実態を伴つた婚姻生活が三年以上継続しという要件があります。実態を伴つた婚姻生活というのとこの法案で言うところの配偶者の身分を有する者としての活動というのは、これは実質的には同じことでしようか。

○政府参考人(西川克行君) 同じことだというふうに考えております。

○松野信夫君 同じことなら、配偶者の身分を有する者としての活動云々と書かないで、この永住許可に関するガイドラインのように、実態を伴つた婚姻生活を継続するという、そういうのでは何で駄目なんでしょう。

○政府参考人(西川克行君) 在留資格の立て方で、それを別表第一、第二、活動内容が指定されています。そのとおりだと思いません。

○松野信夫君 同じことなら、配偶者の身分を有する者としての活動云々と書かないで、この永住許可に関するガイドラインのように、実態を伴つた婚姻生活を継続するという、そういうのでは何で駄目なんでしょう。

○政府参考人(西川克行君) 在留資格の立て方で、それを別表第一、第二、活動内容が指定されています。そのとおりだと思いません。

○松野信夫君 同じことなら、配偶者の身分を有する者としての活動云々と書かないで、この永住許可に関するガイドラインのように、実態を伴つた婚姻生活を継続するという、そういうのでは何で駄目なんでしょう。

○政府参考人(西川克行君) 在留資格の立て方で、それを別表第一、第二、活動内容が指定されています。そのとおりだと思いません。

○松野信夫君 同じことなら、配偶者の身分を有する者としての活動云々と書かないで、この永住許可に関するガイドラインのように、実態を伴つた婚姻生活を継続するという、そういうのでは何で駄目なんでしょう。

うような在留資格という手もありますよと、こう

くということですか。

いうことでそちらの方にリードしていくという、こういう配慮が非常に重要なことではないかといふうに理解をしていますが、この点は大臣はどうお考えでしようか。

○国務大臣(森英介君) おっしゃるとおりと思

います。

○松野信夫君 ありがとうございます。

そうすると、具体的にどういうふうに配慮をす

るのかというのが次の問題としては考えられると思

うんですね。つまり、外国人配偶者の方が何ら

かの理由で離婚をするということで、形式的には

日本人配偶者等という在留資格を失うと、だけれども、何らかの形で永住者だと定住者だとから離

ちらの方に変更できますよということですね。こ

れを上手にリードする必要があると思いますが、

そこはどの時点でどういうふうなお知らせ、教示

がなされるということをお考えなんでしょうか。

例えば、離婚届が出された、外国人配偶者から離

婚届が出たと、その時点ですぐにこういう在留資

格で変更ができるよ、あなたはその変更が通る可

能性がありますよというようなサジェスチョン

が、例えば離婚届が出される時点でなされるんで

しょうか。この点はいかがでしよう。

○政府参考人(西川克行君) 日本人の配偶者等の

よう身分関係に基づいて在留が認められている

資格の場合につきましては、その身分関係に変動

があると、入管局の方にその旨の連絡をいた

だくことになります。実務上は、その連絡をいた

だいた段階で先ほどの、このままでは日本人の配

偶者等の資格を失いますので、本人の要望も聞い

て、ほかの在留資格が得られる見込みがあればそ

の申請を促すという形になろうと思っておりま

す。

○松野信夫君 ただ、離婚届自体は当該市町村に

出されるということですね。で、その当該市町村に

から今度は法務局の方に連絡が行くと、そうする

と、あれですか、法務局の方から離婚した外国人

配偶者の方に何らかの連絡、サジェスチョンが行

くことになります。

じめに届けをして、引き続いて日本で生活をした

ことですでの、この点はやっぱりできるだけ客観

的なガイドラインを是非お作りいただきたいと思

います。そうでないと安心して離婚もおちおちで

れるのか、そういう不安な状態ではまずいのではないか。

私は、やっぱり永住だけでなく定住にも一定の

できるだけ客観的なガイドラインというのを設け

たらどうかと思いますが、この点はいかがですか。

○松野信夫君 そういうサジェスチョンをして配

慮するというときに、以前は日本人の配偶者等と

いう在留資格を持つていた人が、じゃ今度は何か

別の在留資格ということになると、具体的にはど

んな在留資格というのが一般的には考えられます

か。

○政府参考人(西川克行君) 一般的に申し上げま

すと、定住者という在留資格が考えられます。最

も典型的な場合を申し上げますと、日本人と結婚

していく日本人のお子さんがいて、今後、離婚し

た後もそのお子さんの養育監護をしていくとい

う場合については、日本人の定住者という資格で認

めているという事例がほとんどであろうというふう

に思っております。

○松野信夫君 私も、恐らく考えられる在留資格

の最も代表的なものは定住ビザだろうというふう

に思います。

ただ、これも調べてみると、永住の許可の場

合は、これは、先ほどもちょっと申し上げたよう

とすることです。この点はかなり不安定になりかねないということです。

が得られるのか、やっぱり得られなくて、おまえは駄目だと、母国に帰れということで追い出され

るのか、そういう不安な状態ではまずいのではないか。

もしも、例えは、嫌な日本人の夫だけれども、あと何年我慢すると定住の資格が取れそう

だと思います。

私が、やつぱり永住だけでなく定住にも一定の

できるだけ客観的なガイドラインというのを設け

たらどうかと思いますが、この点はいかがですか。

○松野信夫君 そういうサジェスチョンをして配

慮するというときに、以前は日本人の配偶者等と

いう在留資格を持つていた人が、じゃ今度は何か

別の在留資格ということになると、具体的にはど

んな在留資格というのが一般的には考えられます

か。

○政府参考人(西川克行君) 定住の在留資格を認

めるかどうかにつきましては、個々の事案によつ

て、入国の経緯などとか在留状況などから今後の在留

の目的だと生活設計だと、あるいは実子があ

れば非常に確実だということありますけれど

も、こういう点を総合的に判断したということ

で、なかなかガイドラインを決めるのは困難な状

況でございますが。

今、例えば子供がないようなケースを想定し

て、引き続き在留を認める場合に大体どれくらい

の期間日本に定着していいのかなどという目

安的なものだけ若干お話ししますと、引き続

き定住者として在留を認めるためには、大体三年

ぐらいれば認めているというのが実情じゃない

かなというふうに思つております。これは、今後

また更に検討して、御示唆もございましたので、

より明確化する必要があるということであればそ

れも検討したいというふうに思つております。

これは、今後また更に検討して、御示唆もございましたので、

より明確化する必要があるということであればそ

れも検討したいといつうふうに思つております。

これは、今後また更に検討して、御示唆もございましたので、

より明確化する必要があるということであればそ

れも検討したいといつうふうに思つております。

これは、今後また更に検討して、御示唆もございましたので、

事由は、第二十二条の四第一項第五号、七号、八号、九号、十号、ざつと大きく分けると、偽りその他不正な手段により在留特別許可を受けたこと、次に、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六か月以上行わないで在留すること、三番目として、住居地の届出をしないことや虚偽の住居地の届けをしたことの三つでありまして、これはやつぱり、もちろん、だからといってしやくし定規にというあれでもないでしようけれども、やはりこれだけ一元化してきちんと在留管理するという趣旨を踏まえて、やつぱり適切に対処しなきゃいけないというふうに思っております。

○松野信夫君 必ずしもしやくし定規にばんばんと取り消すわけではないというお話をですが、從来の実態について少しお聞きしたいと思いますが、従来、在留資格が取り消されたと、取り消されれば当然母国に帰つていただくということにならうかと思いますが、どういうような理由でどういう在留資格が取り消されたのか、主な事例について御説明いただけますか。

○政府参考人(西川克行君) お答え申し上げます。

在留資格取消し制度は平成十六年の十二月一日から実施をしておりますが、制度導入から平成二十年末までの間に三百八名の在留資格を取り消しているということでございます。これを在留資格別に見ますと、日本人の配偶者等が百四十三名で最も多く、次に短期滞在が四十六名、留学が三十三名と続いております。取消し事由別に見ますと、偽りその他不正の手段によって本邦において行おうとする活動を偽り上陸許可の証印等を受けた場合が百五十八人と最も多く、次に上陸拒否事由に該当する外国人が偽りその他不正の手段により上陸拒否事由のいずれにも該当しない者として上陸許可を受けた、これが九十三名となつております。

平成二十年における在留資格取消し件数について申し上げますと、その総数は八十五名、在留資格別には、日本人の配偶者等が四十八、短期滞在

が十、家族滞在が八と統計しております、取消し事由としてはやはり、偽りその他不法な事由により本邦において行おうとする活動を偽り上陸許可の証印を受けたのが四十三、それから上陸拒否事由の三番目にとして、住居地の届出をしないことや虚偽の住居地の届けをしたことの三つでありまして、これはやつぱり、もちろん、だからといってしやくし定規にというあれでもないでしようけれども、やはりこれだけ一元化してきちんと在留管理するという趣旨を踏まえて、やつぱり適切に対処しなきゃいけないというふうに思っております。

○松野信夫君 必ずしもしやくし定規にばんばんと取り消すわけではないというお話をですが、従来の実態について少しお聞きしたいと思いますが、従来、在留資格が取り消されたと、取り消されれば当然母国に帰つていただくということにならうかと思いますが、どういうような理由でどういう在留資格が取り消されたのか、主な事例について御説明いただけますか。

○政府参考人(西川克行君) お答え申し上げます。

在留資格取消し制度は平成十六年の十二月一日から実施をしておりますが、制度導入から平成二十年末までの間に三百八名の在留資格を取り消しているということでございます。これを在留資格別に見ますと、日本人の配偶者等が百四十三名で最も多く、次に短期滞在が四十六名、留学が三十三名と続いております。取消し事由別に見ますと、偽りその他不正の手段によって行おうとする活動を偽り上陸許可の証印等を受けた場合が百五十八人と最も多く、次に上陸拒否事由に該当する外国人が偽りその他不正の手段により上陸拒否事由のいずれにも該当しない者として上陸許可を受けた、これが九十三名となつております。

平成二十年における在留資格取消し件数について申し上げますと、その総数は八十五名、在留資格別には、日本人の配偶者等が四十八、短期滞在

が十、家族滞在が八と統計しております、取消し事由としてはやつぱり、偽りその他不法な事由により本邦において行おうとする活動を偽り上陸許可の証印を受けたのが四十三、それから上陸拒否事由の三番目にとして、住居地の届出をしないことや虚偽の住居地の届けをしたことの三つでありまして、これはやつぱり、もちろん、だからといってしやくし定規にというあれでもないでしようけれども、やはりこれだけ一元化してきちんと在留管理するという趣旨を踏まえて、やつぱり適切に対処しなきゃいけないというふうに思っております。

○松野信夫君 必ずしもしやくし定規にばんばんと取り消すわけではないというお話をですが、従来の実態について少しお聞きしたいと思いますが、従来、在留資格が取り消されたと、取り消されれば当然母国に帰つていただくということにならうかと思いますが、どういうような理由でどういう在留資格が取り消されたのか、主な事例について御説明いただけますか。

○政府参考人(西川克行君) お答え申し上げます。

在留資格取消し制度は平成十六年の十二月一日から実施をしておりますが、制度導入から平成二十年末までの間に三百八名の在留資格を取り消しているということでございます。これを在留資格別に見ますと、日本人の配偶者等が百四十三名で最も多く、次に短期滞在が四十六名、留学が三十三名と続いております。取消し事由別に見ますと、偽りその他不正の手段によって行おうとする活動を偽り上陸許可の証印等を受けた場合が百五十八人と最も多く、次に上陸拒否事由に該当する外国人が偽りその他不正の手段により上陸拒否事由のいずれにも該当しない者として上陸許可を受けた、これが九十三名となつております。

平成二十年における在留資格取消し件数について申し上げますと、その総数は八十五名、在留資格別には、日本人の配偶者等が四十八、短期滞在

が十、家族滞在が八と統計しております、取消し事由としてはやつぱり、偽りその他不法な事由により本邦において行おうとする活動を偽り上陸許可の証印を受けたのが四十三、それから上陸拒否事由の三番目にとして、住居地の届出をしないことや虚偽の住居地の届けをしたことの三つでありまして、これはやつぱり、もちろん、だからといってしやくし定規にというあれでもないでしようけれども、やはりこれだけ一元化してきちんと在留管理するという趣旨を踏まえて、やつぱり適切に対処しなきゃいけないというふうに思っております。

○松野信夫君 それで、今度新しく在留資格の取消しの中には、九十日以内に住居地の変更届をし

が十、家族滞在が八と統計しております、取消し事由としてはやつぱり、偽りその他不法な事由により本邦において行おうとする活動を偽り上陸許可の証印を受けたのが四十三、それから上陸拒否事由の三番目にとして、住居地の届出をしないことや虚偽の住居地の届けをしたことの三つでありまして、これはやつぱり、もちろん、だからといってしやくし定規にいうことのようですが、これは当該外国人の方にとつてみると明らかな不利益処分に該当するわけですね。そうすると、やつぱり一定の不利益処分を出すというのであれば、例えば行政手続法の不利益処分の手続に準じて、十分その理由を説明する、あるいは当該本人から十分な弁明の機会を与えて弁明してもらうと、こういうような手続き的な保障というものが大変大事だろうと。いきなりやんと弁明の機会を与える、これが大事だと 思いますが、この点はどうなつていてしまうか。

○政府参考人(西川克行君) 在留資格の取消し制度は平成十六年の入管法改正によって創設されたわけですが、その当時から入管法とそれから入管法施行規則の中に手続規定に相当する規定を置いております。

したがって、手続保障としては十分な保障を定めておりまして、先ほど配偶者の身分を有する者で行政手続法の聴聞に係る規定に相当する規定を置いているところでございます。

○國務大臣(森英介君) まず罰則の適用についてですが、住居地の届出義務違反に該当する場合であつても、そのすべてを硬直的に処罰するのではなくて、捜査当局において事案の実態に即した適正な処置が行われるものと思っております。

○國務大臣(森英介君) まず罰則の適用についてですが、住居地の届出義務違反に該当する場合であつても、そのすべてを硬直的に処罰するのではなくて、捜査当局において事案の実態に即した適正な処置が行われるものと思っております。

○松野信夫君 是非、硬直的な対応ではなくて、申し上げましたので、事情を十分に聴取して、確かにそれがなかなかうつかりと、いうような理由によつて在留資格の取消しをしないとは言えないというふうにちょっと私はお聞きしたんですけど、そうなんでしょうか。

○國務大臣(森英介君) ですから、それだけではなくて、その辺は是非、悪質ではないうつかりミス、ちょっととした間違いだったと、あるいは失念だつたということもあろうかと思ひます。

○松野信夫君 是非、硬直的な対応ではなくて、そのケースケースに応じた対応をすることになるというふうに思つております。

○國務大臣(森英介君) では、その辺は是非、悪質ではないうつかりミス、ちょっととした間違いだつたと、あるいは失念だつたということもあろうかと思ひます。

○松野信夫君 やつぱり実態をよく見ていただいて、確かにそれは是非柔軟に対応をお願いしたいと思います。

○國務大臣(森英介君) それから、今回の法改正で研修、実習の在留資格というのについては、技能実習というのに一本化するということのようであります。

ただ、技能実習というふうに一本化するといつても、その中は、従来の研修生に該当するのが一号、従来の実習生に該当するのが二号といふことで、法務省関係から見ると、実質的には一本化すると言ひながら、法務省関係では実質的には余り変更はないのではないかなどいうふうに私は見ておりますが、その点はいかがでしようか。

○國務大臣(森英介君) 結論として大変鋭い御指摘だと思いますけれども、研修・技能実習制度に関しましては、一部の受入れ機関において制度本の趣旨に反し不適正な受入れが行われており、

して、高校生の私でも官憲なんという言葉は初めて見るような言葉として、余り使われていない單語が入っているなど、その当時、妙に役所の言葉というのは変な言葉を使うものだなと感じた次第でございます。

ちなみに、官憲というのを、昨日ですか、検索サイトで調べてみましたら、漢字検定のことではないかと、そつちが出ていまして、いまだに一般的な用語ではないんだなというのは、今でも同じだなというふうに思ったわけですけれども。

もちろん、それはそうとして、その後、御存じのようすに特別永住者の指紋押捺というのではなくなった。ただ、今回入管の改正案に、修正案については、特別永住者に限つてもかく常時携帯義務規定が削除されたというのは、私は一步前進であるというふうに思つておりますし、ここにおられる委員の皆様の御尽力に本当に敬意を表する次第であります。大変在日の特別永住者の皆さん喜んで、この法案の成立を待ち望んでいるという感じがいたします。

ここで、修正案の提出者の方にお伺いいたします。

もちろん、今まで政府側としましても特別永住者の成り済ましの危険性について指摘があつたところですけれども、もちろん携帯義務が外れたとしても成り済ましの危険性はないとは言えないかもしれません。しかし、少なくとも特別永住者つて、ほとんど日本人ですよ。五世までもう出ていると。もう日本語を話せないなんという人は特別永住者の中にはいないんじゃないかなと思いますね。もう、私、日本人以上に日本人、ペラペラしゃべる、こういう早口でしゃべれる、こういうのも普通におるわけですから。いわゆる親戚とか知人とか、日本にいない特別永住者なんというのは私自身会つたことがない。全員ほとんど、下手すると自分の嫁さんからもう親戚の中に必ず日本の方がいらっしゃるという中で、やはり住所やほかの手段ですぐには出られるという点では、私は大きな成り済ましの障害というのはない

というふうに思いますけれども、まず提案者から御答弁をお願い申し上げます。

○衆議院議員(細川律夫君) 今度の法案の修正によりましてこの携帯義務がなくなる、削除するということでお御指摘のその成り済ましの危険性といふことは当然出てくるところであろうと思います。

そういうときに、じやどういうふうにしてそれを、身分関係をはつきりさせるかと、こういうこともありますけれども、それについて

は、その代わりのものの証明書などを提示を求めるとか、そういう外国人の身分関係あるいは在留資格のものについて、関係の連携を迅速にすることによりまして、そこでこの運用を徹底することによってそれに対する対応していくしかないといふふうに思つております。私どもとしてはそれで対応できるというふうに考えております。

○白眞勲君 極めて親切な御答弁、ありがとうございます。

そこで、総務省にお聞きいたします。

今回の改正のポイントの中にも、外国人も住民基になるわけですから、ということは、これらは外国人、永住外国人に対しても住民票や住基カードが出るということでよろしくございます。お願意します。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げま

す。

今、先生から御指摘のありましたとおり、今回の人の方々につきましても住民基本台帳法の対象といたしますので、今おっしゃられたように、住民基本台帳等、日本人の方と同様にサービスの対象になるものございます。

○白眞勲君 つまり、それは住基カードも出ると

○政府参考人(佐村知子君) 声が小さくて失礼いたしました。

そのとおりでございます。

○白眞勲君 そうしますと、その住民票の項目が

ちょっと気になるんですけれども、その中に、必要がない情報については掲載、登載をしないと

いきますとか、できますよね。そうすると、例えば

今、例えば住民票の中に本籍地を書かないでいいですか、その辺をちょっと確認した

いと思うんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げま

す。

外国人住民の方につきまして、その住民票につ

きましては、各種行政サービスにおける事務処理を行う上で必要とされる項目を記載すべきである

一方で、市町村が公証するに足りる正確性を確保できる事項など、事務処理を行う上で必要最低限の事項を整理するということが適当と考えております。また、日本人と幾つか違つたこともござい

ます。

それで、こういった考え方方に基づきまして、具

体的には、戸籍の表示など日本人に特有な事項を除きまして、日本人の住民票に記載をされます氏名や住所、生年月日、性別、世帯情報などといった情報、それから国民健康保険など各個別法と連携する事項といったものが一塊でございます。それから、これに加えまして、外国人住民特有の事項として、国籍や在留カードに記載されている在留資格、在留期間などの事項について記載する

ことと制度を考えてございます。

○白眞勲君 これがなかなか私、大変なんじやな

いかなと思うんですね。この厳しい経済状況の中

で、外国人の方々も必死になつて今生活されてい

る。つい、忙しいから少し後で一段落したら行

うことかと。特に、入管というのは私もよく、よく

でもないけどたまに行くと、平日の昼間しかやつ

ていませんわけですね、まあ当たり前といえば當

たり前なんですねけれども。これ結構半日ぐらい掛か

るんですね、仕事を休んで。これ一日掛けて行く

余裕ない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

に行かない方と結構いらっしゃる中で、三年以内

に行かない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

に行かない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

に行かない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

に行かない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

お答え申し上げます。

日本人と同じように四情報というのが、住所、氏名等四情報が基本の最低情報でございます。

○白眞勲君 今回の法律変りまして、永住者の

方、これは入国管理局さんにお聞きしなきやい

けないのかな、永住者の方は、ともかく法律が変わつたら一度は入管に行かなきやいけない形になりますよね。三年以内に行かないといけないとい

うことが可能でございます。

○白眞勲君 今回の法律変りまして、永住者の

方、これは入国管理局さんにお聞きしなきやい

けないのかな、永住者の方は、ともかく法律が変わつたら一度は入管に行かなきやいけない形にな

りますよね。三年以内に行かないといけないとい

うことがあります。それで二十万円以下の罰

金ということで、行かない場合は罰金になつちゃ

うわけですね。

○政府参考人(西川克行君) 確かに切替えの問題

がございますので、三年以内に出頭していただい

て、切替えに一回来ていただかなければならぬ

と、それに対して罰則が設けられているとい

うことだと思います。

○白眞勲君 これがなかなか私、大変なんじやな

いかなと思うんですね。この厳しい経済状況の中

で、外国人の方々も必死になつて今生活されてい

る。つい、忙しいから少し後で一段落したら行

うことかと。特に、入管というのは私もよく、よく

でもないけどたまに行くと、平日の昼間しかやつ

ていませんわけですね、まあ当たり前といえば當

たり前なんですねけれども。これ結構半日ぐらい掛か

るんですね、仕事を休んで。これ一日掛けて行く

余裕ない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

に行かない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

に行かない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

に行かない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

に行かない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

に行かない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

に行かない方って結構いらっしゃる中で、三年以内

その辺はいかがでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) 在留カードを本人を確認してお渡しなければならないということです、その確認をしないと今度は在留カードがどこかへ行っちゃうとこれもまた大変なことになると。か工夫してできるだけ負担を減らしていきたいと。

例えば、同一人性を確認できるということを前提にしまして、例えば郵送やインターネットで元々申し込んでおいていただきて、それで日付を前もって決めて一度だけ取りに来ていただくとか、それから、これは郵送だとちょっと在留カードがほかの人に渡っちゃう危険性が全くゼロではないので、その点は何か注意しながらやる方法をこれから工夫していきたいというふうに思います。

○白眞勲君 是非工夫をしていただきたいんですね。例えば、入管つて市役所みたいにあちこちないんですね、郵便局みたいに。例えば長野なんかは長野市だけなんですね。例えば飯田辺りにお住まいの方は、松本に行かないで長野市に行かなきゃならないと。これは平日の昼間にとということになりますと相当な負担になる可能性がありまして、私、昨日またこれもインターネットで調べてみたんですけれども、飯田市役所から長野市にあります入国管理局長野出張所までどれぐらい車で時間的に掛かるのかなと思つたら、二時間二十七分と出てきたんですよ。片道です。これ高速使ってですよ。道路がすいていてというもちろんこれ前提条件。そうすると、往復だけで五時間掛かるという、これ一日仕事になるんですね。これ相当な負担ですね。

ですから、今もちろん費用の問題もあるし、入管の職員の皆さんをもっと増やすなきゃいけないんじゃないかなと私思つんですけど。もう本当に一生懸命やつているんですよ、皆さんね。でも、もう分量が猛烈に多くなってきているということ、

これ少し道路工事やめてもこっちの方を増やした方がいいんじゃないかなと私思つんですよ。

本当にこれ、その辺せめて、毎週土日開けとくにはそれはなかなか難しいかもしないけど、やはり外国人の方々の利便性を高めていくといふことをちょっとお考えいただきたいと思うんです。

けれども、どうでしようか。

○政府参考人(西川克行君) 特に切替えの時期については、相当事務が錯綜して、多くの方々が入管の官署に来なければならぬと、こういう場合が予想されます。それまでは、できるだけ負担を掛けない方法、今先生の御示唆された方法も含めましていろいろ検討してみたいというふうに思つております。

○白眞勲君 まあ予算が絡んでいることでもあります。法務大臣、ちょっと何か一言ありましたら。やらなきゃねというくらいのことを言つていただいてもいいんじゃないかなと思つんですが、どうでしようか。

○國務大臣(森英介君) もう改めて、いや、確かに大変だなどということを実感いたしまして、非常に世知辛い情勢でありますけれども、何とか頑張つて少しでも改善するように努力したいと思います。

○白眞勲君 是非お願いしたいと思います。それと同時に、結構やっぱり、私なんかも特別永住者とか永住外国人の皆さんと話をしてみますと、いろいろな情報が錯綜しちゃっているんですね。中には、今度は雇用者は、雇用主が、特別永住者でも雇用主は雇用した場合には報告しなければいけないとか何かで、結構雇用主に対する負担が高まるんじゃないとか、これは誤解ですよね、これはね。そこは誤解だと思います。

ですから、そういういろいろな何というのも

どういうふうにやつていくかというのにについて

何か、やはりこれも予算措置を伴うことでしょうけれども、それも一生懸命やついただきたいと思うのですが、その辺の決意も、入管局長さん、お願いいたします。

○政府参考人(西川克行君) まず、雇用対策法に基づく雇用主の届出義務というのは、これは特別永住者と外交・公用の在留資格を有する者というものは除かれていますので掛かりません。したがって、特別永住者についても雇用主は届出義務があると考えていると、これはもう全くの誤解であるということございます。

この問題も含めまして、このような誤解が生ずるとしましては、これからもし法律を通していたいた場合、法律の施行に向けて内容を理解していかなければならぬということで、これは十分な広報活動が必要であるということを考えております。もちろん、入管官署の窓口はもちろんでございますけれども、マスコミでありますとかそれから海外の機関であるとか、そういうところも含めまして広報活動に努めていきたいというふうに考えております。

○白眞勲君 総務省さんにもちょっとお聞きしましたよ。今回これ、外国人登録事務という部署、なくなりますけれども、在日外国人の実際の手続は役所で、例えば住所の変更手続なんかはそちらの方でやるということになると思うんですが、今までは外国人登録事務という場所に行つていました

ことになりますと、その辺の混乱、あるいは場合によつては、これは縦割り行政の弊害かもしれませんのが、たらい回しみたいなことになりかねないことを考えますと、今まで外国人登録事務ということを考えたという部分があるわけですが、今回それがなくなつて、もし住民課の方でやるとかいうことになりますと、その辺の混乱、あるいは場合によつては、これは縦割り行政の弊害かもしれませんのが、たらい回しみたいなことになりかねないと思ひますので、その辺は、今日は中村政務官がいらっしゃいますので、ちょっとその辺、一言お願いいたします。

○大臣政務官(中村博彦君) だから、もう私から申し上げるまでもなく、今までの住民基本台帳への問題点がございました。だから、外国人の登録法ということで、本当に市区町村が所在情報が正確に把握できなかつた。それと同時に、外国人と日本人の混合世帯ですね、これも把握できなかつた。おつしやるとおり、外国人と日本人の人権だと

どういった窓口を設けるか、どういった組織で

対応するかというのには基本的にはそれぞれの自治体、市町村の方で決めていくことだと思うんです

けれども、ただ、住民基本台帳というのは従来住民課というところで担当しておりますので、そちらの方で主な事務をやることになるんじゃないかなと思います。また、写しを取つたりするところもやつぱりそちらと同じようになつてくんじやないかと思うんですが、だと、あと、外国人の方に

〔委員長退席、理事松村龍一君着席〕

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げま

す。

どういった窓口を設けるか、どういった組織で

何か月もつかどうか分かりませんが、どちらにしでも現場というものを大切にした形で政治主導で正確な法施行に備えさせていただく。白眞勲君がこの場でやつていただくかも分かりませんので、どうかその辺は本当に外国人を大切にする、日本人、在住を大切にすることももうこれが基本理念でございますんで、そこが来れないようにやりたいと、こう思つております。

○白眞勲君 非常に力強いお言葉、ありがとうござります。

そういう中で、今まさに私は本質を政務官の方でおつしゃつていただいたなというのは、外国人の人権とかプライバシー、これは同等に扱わなければならぬ、もうこれは大切にしなければいけないんだという部分において、ひとつ私はこの入国管理という法律について、やはりこれを、何ともう少しちょつと考えていかなきやいけない時代になつてきたんではないんだろうかというふうに思つわけなんですね。その管理ですよね。

これはもちろん管理といつても事務手続の管理な管理法という言葉ですね。その管理ですよね。これが、もちろん管理といつても事務手続の管理などということだけは思うんですけれども、何かもう少しちょつと人間を管理するような内容に取られかねないといいますか、そういうイメージやっぱりあるんですね。出入国の管理だとしても、ここで生まれ育つてパスポートも持たないままいる人もこの法律の枠の中に入つているわけなんですよ、これは全部これの中に外国人というのは入れられてしまふわけですから、それはやはりここでそろそろ、私何かちょっともう少しトータルで、管理というのと、管理は必要なんですよ、確かに管理、入国管理という部分は必要です。しかし、それと一緒にいる外国人の人たちに対するどういうふうに対応するかというのをもう少しきちつと考えていかなきやいけない。先ほど森大臣も、やはりここに、例えば移民とか外国人労働者をどうするんだとか、そういうふたものについての総合的な施策を国民と一緒にになつて考えていかな

ければいけない、まさしく私はそう思つています。せんでもインドネシアのEPAの関係で看護師さんとか介護士さんが日本にいらっしゃいますがこの國でアパート一つ借りるんだつたけれども、じゃこの國のトータルの外国人の施設つて一体どこにあるんですかという部分、こそこもつと我々国として、国家としてあるべき姿に持つていかなればいけないんではないんだろうかというふうに思つわけなんですね。

○白眞勲君 例えは外国人住民基本法みたいなそういうふたものをしていくというのもいいですし、何かそういう管轄という言葉自体ではない、そういうふたものをしていくというのが、やっぱり言葉は体を成すというか、やはり上から目線になつちやうというか、外国人が使えばならない、もうこれは大切にしなければいけないんだという部分において、ひとつ私はこの入国管理という法律について、やはりこれを、何ともう少しちょつと考えていかなきやいけない時代になつてきたんではないんだろうかというふうに思つわけなんですね。その管理ですよね。

これはもちろん管理といつても事務手続の管理な管理法といつても事務手続の管理などということだけは思うんですけれども、何かもう少しちょつと人間を管理するような内容に取られかねないといいますか、そういうイメージやっぱりあるんですね。出入国の管理だとしても、ここで生まれ育つてパスポートも持たないままいる人もこの法律の枠の中に入つているわけなんですよ、これは全部これの中に外国人というのは入れられてしまふわけですから、それはやはりここでそろそろ、私何かちょっともう少しトータルで、管理というのと、管理は必要なんですよ、確かに管理、入国管理といつても事務手続の管理などと同時に、ここにいる外国人の人たちに対するどういうふうに対応するかというのをもう少しきちつと考えていかなきやいけない。先ほど森大臣も、やはりここに、例えば移民とか外国人労働者をどうするんだとか、そういうふたものについての総合的な施策を国民と一緒にになつて考えていかな

ントンの特派員というのは一番優秀な人材が来るんですね。それで、マンションを当然こっちで借りようとする。もうこれが一苦勞なんです。外国人がこの國でアパート一つ借りるんだつて大ですよ。そういう優秀な人材でも外国人と一緒に民間の賃貸オーナーさんにしてみれば、どんな人が入るか分からぬというリスクを管理するというのはしようがないかも知れないけど。

○國務大臣(森英介君) 私、一つショック受けたのは、いまだに覚えてるんです、マグロとかこれと一緒に、動物の愛護と一緒に、間取りの、何ですか、ファクスで不動産屋さんが来たときに一番下に書いてあった言葉が、外国人、水商売、ペットお断りなんですよ。外国人はペットと一緒にか。本当に、これ

ショック受けました。やはりもう少し、何というちなみに、法律の中に管理法という法律が一体どれぐらいあるんだろうかなど、これもちょっとと私、急にこれ気になつてまたインターネットで調べてみました。管理という言葉と法律という言葉を並べてみたら、最初に出てきたのが公文書管理制度なんですね。あ、なるほどなと思った。それは法なんですね。あ、なるほどなと思った。それは分かる。その後出てきたのが動物の愛護及び管理制度などとお断りを食らいました。よく調べてみると、それは総合商社の下請の不動産会社さんで、その総合商社は韓国に駐在員をさんざん送っているわけです。私、かんかんになつて怒つちゃいまして、だつたらもう出ていいてくれと言つたことがありますよ。今、例えばあれは韓国大使、この方も日本で以前住んでいたことがあります。あるいは、韓国の国会議員の中には、もう大統領になるんじやないかと言わわれている、未だと私は思つてゐるんですね。ここでは外国人の千葉県松戸市で住んでいたことがある。やはり、私たちはこちらで受けたものと表裏一體だと私は思つてゐるんですね。ここでは外国人でも、我々、海外へ出れば我々が外国人になるわけですから。そういうスタンスからすると、やはりトータルで、出入国管理は重要です、これは重いことを推進している観光庁としては、成田空港や関西空港とかで相当待つ例、外国の方が入国するの

といふものをどう考えるのかというのも私は大切な問題だなというふうに思つてゐるんですね。ちょうど長話になつて申し訳なかつたんですけども、森大臣、別に質問通告していかつたんですけれども、何か意見がありましらうぞ。○國務大臣(森英介君) まさにおつしやるとおりだと思いますけれども、やはり先ほどもあつたように、多文化あるいは多くの國々の方々が共生する社会をつくるため、やっぱりそれこそ健全に住んでいらつしやる外国人の方がより便利に快適に過ごせるようにするということは日本國の務めだと思いますし、また今度入管法も一面から見れば運営と一緒で、間取りの、何ですか、ファクスで不動産屋さんが来たときに一番下に書いてあった言葉が、外国人、水商売、ペットお断りなんですよ。外国人はペットと一緒にか。本当に、これ

〔理事 松村龍一君退席、委員長着席〕

○白眞勲君 特に総務省の中村博彦君に、今回のこの法律を機会に、もう一遍やはり日本人は見直さなくてはなりません。そこで御意見がありましたらどうぞ。

○大臣政務官(中村博彦君) 今回のこの法律を機会に、もう一遍やはり日本人は見直さなくてはなりません。そこで御意見がありましたらどうぞ。やはり日本国内にいらっしゃる方は、同じ生活者ですし、同じ地域住民でございます。だから、やはり日本人として考えなきかことは、共生職場をどうつくるか、共生社会をどうつくるかというのだが、この法律が通つた後、私たちは逆に問われているんじやないかと、このように考えています。

○白眞勲君 そういう中で今もう一つの大好きなポイントは、やはり外国から来るお客様、観光客なんかも含めて、この入管法が今度改正されることがありますよ。これ大変なことになるんじやないかと心配をしているわけですね。

今日は観光庁いらっしゃつて、私は今回在留カードが空港で渡されると、私は思つてゐるんですね。だから、やはり、我々がいつまで日本にいるんじやないかと、この入管法が今度改正されることによつて、私は今回在留カードが空港で渡されると、私は思つてゐるんですね。ここでは外国人の千葉県松戸市で住んでいたことがある。やはり、私たちはこちらで受けたものと表裏一體だと私は思つてゐるんですね。ここでは外国人でも、我々、海外へ出れば我々が外国人になるわけですから。そういうスタンスからすると、やはりトータルで、出入国管理は重要です、これは重いことを推進している観光庁としては、成田空港や関西空港とかで相当待つ例、外国の方が入国するの

に待つ例というのはあると思うんですが、これは評判良くないんですね。その辺り、調査されていませんか。

○政府参考人(西阪昇君) お答えいたします。

外国人の方が最初に日本に訪れますと経験するのが、多くの方、飛行場での雰囲気あるいはその手続でございます。それは大変外国人の観光者の方々について重要な要素であるというふうに考えております。

具体的に、我が国を訪問する外国人が最も利用をしております成田国際空港につきましては、その入国審査待ち時間の短縮に向け、訪日外国人から強い要望を受けているところでございます。また、二〇〇七年に成田国際空港株式会社が実施をいたしました利用者アンケートにおいても、その上位に出入国審査に関するものが挙げられているところでございます。

私ども観光庁といたしましては、観光立国推進基本計画におきまして、外国人の入国審査につきまして、全空港での最長審査待ち時間を二十分以下にすることを目標とするということとされることがあります。

○白眞勲君 やっぱり評判悪いわけとして、二十分以下に短縮することを目指していると。

私も海外の空港で、もつとも飛行機に乗るだけでへとへとになつているんですね。あと緊張もあるとか何かあると、やはりそこで、どつと待つている人たちがいるとそれだけで何かもうなよなよつとしてしまってるのは、これ皆さん、委員の皆さんでも、皆さんあるいは大臣でも、皆さん感じることがあります。

実際に成田空港で、入国管理局の皆さん、聞きたいんですけど、大体今何分なんでしょうか。平均で結構です。

○政府参考人(西川克行君) 失礼しました。

今、国土交通省から説明がありましたとおり、

全空港二十分というのを目標にしているわけですが、昨年一年間の成田空港における平均最長審査待ち時間、これは全員が掛かったというわけではなくて、その日一番長く待った方が何分掛かったか、これを毎日報告させていますので、これが二十七・七分ということで、残念ながら七・七分超過と。

ただ、ちょっと弁解をさせていただきますと、今年になつてまた少し良くなりまして、今年の五月の実績だけを見ますと、成田空港の一ビルが十八分、それと成田空港の二ビルが十六分ということでございます。だから、これは五月だけを取り上げると一応二十分は達成しているということですが、長くなるときもあるということです。

今後やはり二十分というのを最大の目標にいたしまして、まず、ブースにどうやって人を張り付けるかとか、それから、今自動化ゲートを、今成田にしかありませんが、成田に増設するとともに、今度は中部やそれから関西空港にも自動化ゲートを造つて、これだと相当スマートスムースに通れるようになつてているというふうに思いますので、こんなことで更に短縮に励んでいきたいというふうに思つております。

○白眞勲君 やっぱり評判悪いわけとして、二十分以下に短縮することを目指していると。
私も海外の空港で、もつとも飛行機に乗るだけでへとへとになつているんですね。あと緊張もあるとか何かあると、やはりそこで、どつと待つている人たちがいるとそれだけで何かもうなよなよつとしてしまってるのは、これ皆さん、委員の皆さんでも、皆さんあるいは大臣でも、皆さん感じることがあります。

実際に成田空港で、入国管理局の皆さん、聞きたいんですけど、大体今何分なんでしょうか。平均で結構です。

○政府参考人(西川克行君) 失礼しました。

今、国土交通省から説明がありましたとおり、

これ本当の話なんですよ。これは、いたんですね、そういうことは。

やっぱり、私、これは短くするにこしたことはない。ただ、もちろん、これ別に入管の皆さんを責め立てようということではないんです。飛行機がどつと到着しちゃつたりするわけだし、なかなか何というんですかね、満遍なく到着していくか難しい部分というのはあると思うんですね。

例えば、今回私が一番懸念しているのは先ほど申し上げたとおりなんですね。在留カードを今まで発行するということですね。そこで発行するといふこと、申し上げたとおりなんですね。在留カードを今まで発行するといふことですね。それがどうしてもあやふやになつたり何なりかんなりする、ちょっとあれつといふのがあつたりする、もう五分、十分すぐたつちやいますよ、一人。そうすると、一つのゲートで下手すると十分、十五分待たざる、その方に掛かっちゃうと。その方、ほとんど使えなくなるとまた減つてしまふ、ゲートが、ということにもなりかねない。ということになると、これから、今十八分、十六分という、今こういう経済の状況でお客さんも少し少なくなつてきてているというのがあるけれども、またこれもと増えたらどうなつちやうんだというのもあるんで、ここら辺は相当やはり私は工夫した方がいいんではないんだろうかというふうに思つてます。

○國務大臣(森英介君) そういう様々な工夫を凝らすということは極めて重要なことだと思いますけれども、条約を直ちに破棄してというのはちょっとささか検討の余地があるかと思います。

○白眞勲君 やいや、まさにそうとして、条約を、

そんなものを破棄するとまたこれも大変なことに

なるということはそのとおりです。ですから、な

かなかそれは難しいかもしれない。しかし、そこ

の中でのやはり工夫を凝らしていくということ

は、これは私は必要なんではないんだろうかといふふうに思つてます。

そういう中で、特別永住者は日本人のブースで入国審査が行われることになつてます。しかしながら、例えば日本人の配偶者が外国人の場合には、そこで、外国人のブースに外国の配偶者の方だけは行つて、日本人の家族が、すぐ通りますか

思うと、あれは帰国したときにショッピングできつ行つてもがらがらなんですね。何でだろうなとと思うと、あれは帰国したときにショッピングできつ行つてもがらがらなんですね。だから、入国ゲートが込んでもわざわざ買うと、何か買物して時間つぶしたりして、すいているときに入つたりするとか、そういう散らす努力というのもしているんですけど、そういうふうに思つてます。

私が、例えれば機械がちょっと故障したとか

はないんだろうかと。

ただ、私も調べてみたら、日本では条約に何か

批准していく、入国した人に免税店で買物しちゃ

いけねえという話になつていて、そのことも何か

ちやつて、そうした方が空港ビルもうかるんですよ、空港ビルももうかるんです。日本人は、今特に液体物は買って乗り換えると嫌み言われるんですね。ですから、だつたら日本国内のまだ入国しない時点でショッピングをしてもらつていて、うちに散らした方がよっぽどいいんじゃないかな

と、私はそういうふうに思うわけですね。あるいは、そこにちょっとコーヒー・ショッピングか何か造る

うちは、確かに散らした方がよっぽどいいんじやないかな

とかして、お茶でも飲んで、ちょっと人が待つて

いるときには少し減るまで待つていてもらうと

か、その辺の工夫というのはこれは空港当局と一緒に

緒になつて少し考えた方がいいんじゃないかな

うふうに思つてます。

どうでしよう、森大臣、その辺はどうでしよう

かね。

○國務大臣(森英介君) そういう様々な工夫を凝らすということは極めて重要なことだと思いますけれども、条約を直ちに破棄してというのはちょっとささか検討の余地があるかと思います。

○白眞勲君 やいや、まさにそうとして、条約を、

そんなものを破棄するとまたこれも大変なことに

なるということはそのとおりです。ですから、な

かなかそれは難しいかもしれない。しかし、そこ

の中でのやはり工夫を凝らしていくということ

は、これは私は必要なんではないんだろうかといふふうに思つてます。

そういう中で、特別永住者は日本人のブースで入国審査が行われることになつてます。しかしながら、例えば日本人の配偶者が外国人の場合には、そこで、外国人のブースに外国の配偶者の方だけは行つて、日本人の家族が、すぐ通りますか

思うと、あれは帰国したときにショッピングできつ行つてもがらがらなんですね。だから、入国ゲ

ートが込んでもわざわざ買うと、何か買物して時間つぶ

たりして、すいているときに入つたりするとか、これちょっとやつぱり違和感を持つつて

方々が多いんですね。

私は、やはりその辺りを、今後、例えば日本人

等とその同伴家族と、家族は一緒にみんなもう受け

て結構ですよ、日本人のだんなさんなりお母さんなりいらっしゃるんならば外国人の方も一緒に

例えればブースの中でやつぱりくださいねとか、何

かそういうった工夫のものも今後研究したらどうかなと、これは今運用面の改善ができるんではないかなというふうに思うんですが、入管局長さんのお考へ、いかがでしようか。

○政府参考人(西川克行君) 確かに、家族で日本人と外国人の方が一緒とか、そういう場合については別々のブースに通らなければならぬという問題があります。

これは一緒にしたらどういう問題が生ずるかといいますと、今、入国段階でいわゆるバイオメトリックスの検査というのをしておりまして、これが外国人からしかバイオメトリックスの提供を受けておりません。それから、日本人もそれから特別永住者もこれから除外されているということ

で、日本人用のブース、それと特別永住者の方用のブースというのがござりますけれども、日本人と一緒にでござりますけれども、についてはそのバイオメトリックスの装置がないという問題がございまして、それで要は別々のブースで通していたらいでいるということでござりますが、いずれにしろ、これは装置の問題であつて、今後運用面で改善していく余地はある話だということでございまして、更に検討させていただきたいというのと、ここでもまた再度申し上げたいんですが、今自動化ゲートをどんどん展開していくこうというふうに思つておりますし、自動化ゲートの場合につきましては、日本人も外国人も一度指紋の登録をしていただければ同じ手続で通れるということになりますので、そちらの方も進めていこうというふうに思つております。

○白眞勲君 バイオメトリックスのポイントで私が申し上げたいのは、やはり永住外国人、これは三年で永住外国人になれる場合もあれば、七十年間の永住外国人もいらっしゃるわけですよね、こちらに、七十年以上ここに住んでいても永住外国人。私は、元々これは同じ法律の枠組みで入つてゐるのはどうなつかなという部分は私感じているんですね、それは。ですから、今回、民主党の方で、修正案で、二

十年以上住んでいらっしゃる方についてはそれなりの配慮をしていらっしゃるんですかということを、携帯義務を外したりとかいうこともいろいろあります。

今後、私は、特に空港に関して申し上げたいんですけれども、在留許可、在留カードでもらう人には一般的のツーリストの人たち、そして永住権を持つている方々、これ相当細かくこれから分けね。

で、さすがに、きめ細かな対応というのも入管のブースの方でもやつていく必要があるんではないんだ大だつたらそんなに間違えないけれども、今度はベースを細かくすれば細かくするほどどこに並んでもいいんだか分からぬということになると、いかがなふうに私感じているわけなんですね。

ですから、そうすると、今度は間違えちゃう人が出てくるんですよ。今まで外人と日本人だけが、だつたらそんなに間違えないけれども、今度は

か所まず何かブースをつくって、そこで、ああ、あなたはこっちですね、こっちですね、こっちに並んでください、Aコース、Bコース、Cコース

という、そういう係をつくるてさつさつさと分けられないかなどやはりこれうまくいかないんじゃ

あなたはこっちですね、こっちです、こっちに並んでください、Aコース、Bコース、Cコース

という、そういう係をつくるてさつさつさと分けられないかなどやはりこれうまくいかないんじゃ

あなたはこっちですね、こっちです、こっちに並んでください、Aコース、Bコース、Cコース

という、そういう係をつくるてさつさつさと分けられないかなどやはりこれうまくいかないんじゃ

よう、人権とか何かを考えた中での一つの共生

した社会への糸口となるようなやり方を含める、そのまま初期段階としまして、やはり永住権の中にも少し、今回附則でもその辺は今後配慮していくじゃないかということが書いてありますけれども、私本当にそうだと思いますね。

我々、何で二十年としたかと。私もずっと昔からこれ二十年というのが一つのポイントだと思つて二十歳ですから、そういうた部分もあるので、社会的にもいろいろな変化があるということだと、やはりこれを一つの枠組みの中というの私はおかいんではないか、少しやはりえていく必要性があるのではないか、私はそういうふうに思つてます。

そういう観点について、森法務大臣、これ質問通告したかどうかちょっと忘れちやつたんですけれども、お考へで結構ですから、お聞きしたい

〇國務大臣(森英介君) 確かに、先ほど申し上げましたけれども、特別永住者と一般永住者の取扱いについてやつぱりそれなりの差ができるということはもう御理解いただいていると思いますけれども、お考へで結構ですから、お聞きしたい

〇國務大臣(森英介君) 確かに、先ほど申し上げましたけれども、特別永住者と一般永住者の取扱いについてやつぱりそれなりの差ができるということはもう御理解いただいていると思います。

もしけないけれども、今も中村政務官の方からもおつしやいましたように、全く同じようにしていく方向性でやることによって本当の意味でのいい刺激がこの国に与えられていくんではないかなと私は思つてます。外国の人たちにもきちんとそういうふうなものを与えることがやはりここに定着性を増やしていく、そして日本に対する愛着の度合いを高めていくというふうに私はなつていて、いくんではないんだろうかというふうに思つてます。

最後にちょっと総務省にお聞きしたいと思います。今回、住民基本台帳法の一部を改正する法律案に関しまして、附則の二十三条に「検討」という項目があつて、これは政府はというところから、入管法の趣旨を踏まえ、必要に応じて適正な管理制度の在り方についての検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、これは住民基本台帳法ということですけれども。

これは、附則を受けたのは我々政治家かもしれませんけど、「政府は」となつておるんですね。当然これ総務大臣はですね。総務大臣、総務省としてマーンでやつていくことによろしくうございますね。

〇政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げます。

各種行政サービスの対象の範囲というのはそれぞれの制度において定められておりますけれども、在留資格がない方でありますから、従来から、例えば義務教育や助産施設での助産あるいは結核予防のための健康診断など対象とされているものがございまして、今回の改正法、住民基本台帳法の改正法というのはその対象範囲に変更を加えるものではございません。

こういったことから、今後ともこれらのものに適切に行政サービスが提供されるようにしっかりと努力をしてまいりという趣旨だと考えておりまます。私ども政府といたしましては、こうした趣旨を尊重してしっかり対応してまいりたいと考えて

ここにいらっしゃる外国の方々、出入国もしないで、やはりもう少し外国人の、先ほど申し上げました日本の税金を払つてしまじめに暮らしていらっしゃる中で、入国管理法という一つの枠組みではなくて、やる方々に対しても、もちろん国籍は違つてゐるから

おります。

○白眞勲君 いや、ですから、答えになつてないんですね。「政府は、」となつていますけど、メーンはこれ総務省ですよねということを聞いている。それだけの、イエスかノーかだけなんですけれども。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げます。

総務省及び関係省、それぞれのサービスは所管している各省、制度の所管省庁ございますので、総務省及びその所管しているそれぞれの省庁ということと考えて受け止めてございます。

○白眞勲君 いや、それは当たり前なんですね。総務省及びそれぞれの所管官庁がやるに決まっている。だから、その中でメーンはどこですかと私は聞いているわけですね。メーンは総務省でよろしゅうございますね。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げま

す。住民基本台帳法の附則ですので、私どもの方としてしっかりと対応して、総務省がしっかりと対応しまります。

○白眞勲君 この国には様々な外国の方がいらっしゃるわけですね。私はやっぱり、私も外国人だった。でも、私この国にて、やっぱりこの国大好きだし、そして恐らく外國の人たちも、この国にいらっしゃる外国人の人というのは好きだからいるんですよ。普通にやっぱりこここの国がいいなと思っているわけですね。そういう人たちに対して、ああ、生きいて良かつたというか、こここの国にいて良かったといふ気持ちになつていくことがやはり私は国際社会への第一歩だと私思う。国際化への第一歩だと私は思つているんです。この国にいる外国人と日本人が仲良くできなければ私は国際化なんかできないと思うんですよ。外交なんかできないと思つているんです、私は。ここにいる外国人とどう付き合うかということをやはり我々はもつともつと論じていかなきやいけないなどというふうに思つているんですね。

最後ですが、これは聞いていただければ結構

です。私も韓国との関係があつたせいかもしれませんけれども、例えば、韓国人すり集団というのが前マスクミをにぎわしたことがあります。あるいう者がいると一番嫌な思いをするのがここにいる外国人、韓国人なんですよ。本当に嫌な気持ちになるんですね、ああいうのがいると。

私はだから、あれは新聞社の記者に言つたことがあるんですね、ああいう人間はもう二度と出でます。そもそも泥棒しに外国に出かけるやつなんというのはほとんどないやつだぞということを私は言つたことがあります。ほかの国人に危害を加えてお金を取つてなんというのは、これは許し難いことであると私は言いました。死刑にしちゃえ、そんなのはと言つたぐらい、本当に私はそういうふうに思つたぐらいですよ。本当にそれぐらいうの気持ちになるんです、ここにいる人間にとつてみたら。本当にそうなんですよ。

ですから、そういう部分と、それからここにいるまじめな人たちが、何というんでしようね、十把一からげにならないようなそういう施策、そついたものをやっぱり私は政府の皆さん、そして関係省庁の皆さんにお願いをしたい、そういうふうに思いまして、私の質問とさせていただきます。

○木庭健太郎君 今日は入管法改正案の審議でござります。大きな法案であるとも思つておりますし、在留管理の問題、制度を含めて、新たな制度を改め、適法な在留資格をもつて我が国に中長期に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。

これによりまして、在留管理に必要な情報を正確に把握できるようになります。また、新たな制度の構築を前提として、在留期間の上限の伸長や再入国許可制度の見直しなど、適法に在留する外国人に対する利便性を向上する措置の実施が可能となります。

○木庭健太郎君 今大臣がおつしやったように、

繰り返しの質問も出るかと思いますが、総括的

に質疑をしたいのですから、まず法務大臣に、この新たな在留管理制度を導入するという趣旨を、今なぜということを先ほど御指摘もあつておりましたが、そこも含めます御説明をいただい

ておきたいと思います。

○國務大臣(森英介君) 現行の制度では、法務大臣は、入管法に基づき、外国人の入国時や在留期間の更新時等の各種許可に係る審査を行つ際に、外国人から必要な情報を取得している一方、在留期間の中途における事情の変更については、市区町村が実施している外国人登録制度を通じて把握することといたします。

ところが、近年、我が国の国際化が進展し、新規入国者数が著しく増加するとともに、我が国に居住する外国人の数も増加し、また、我が国に在留する外国人の構成も大きく変化してきておりまして。こういうことから、外国人の在留状況、とりわけ居住実態の正確な把握が困難となつてきておりります。

そこで、今回の改正により、現行の入管法に基づいて行つている情報把握と外国人登録法に基づいて市区町村を通して行つている情報把握の制度を改め、適法な在留資格をもつて我が国に中長期に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留

管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築では、一部の例外を除いて、在留資格のいかんにかかわらず、二十項目の登録事項を定め、このうち十四項目について外国人に変更届出の義務を課していますが、今回の改正では、各在留資格と共に通した外国人本人の届出義務を氏名等五項目の基本的事項に限定をしております。また、所属機関や身分関係等の情報については、外国人の在留資格に応じて必要な範囲内で届けさせることや、世帯に関する情報は住民基本台帳の保有情報で、入管法上は届出義務を課さないなど、必要な情報に限定するための措置を講じております。

されてしまましたが、衆議院の修正で、本当に特別

人です。

そういう意味では、この個人情報をどう取り扱つかというのは本当に大事な観点だと思いますし、一方で、この法案について、外国人を不正に管理するものだと今もおっしゃる方もいらっしゃるわけであつて、こういつた懸念に対してどう考

えれるか、法務当局の見解を求めておきたいと思

います。

○政府参考人(西川克行君) まず、新たな在留管

理制度におきまして、法務大臣が外国人本人や所属機関からの届出等により取得する情報、これは在留管理のために必要な最小限の範囲に限定をされております。

例え、例を挙げますと、現行の外国人登録法

含めて、人がそこで生きるための権利というか、言わば個人情報を含めてそういうものが、管理

管理という名の下に極めて個人情報というものが国家に掌握されるというか、そういう懸念をやっぱり一面持たざるを得ないようなところもあるわ

けです。

そういう意味では、この個人情報をどう取り扱つかというのは本当に大事な観点だと思いますし、一方で、この法案について、外国人を不正に管理するものだと今もおっしゃる方もいらっしゃるわけであつて、こういつた懸念に対してどう考

えれるか、法務当局の見解を求めておきたいと思

います。

○木庭健太郎君 今大臣がおつしやったように、

法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を設けると。そのことによつて適法に在留する外

人の利便性を向上させる措置だと。

ただ、先ほどもちよつと議論あつておりました

が、在留管理とか言わると、何か人権の問題も

このようなことから、新たな在留管理制度にお

いて御懸念のようないいふうに考えております。

○木庭健太郎君 逆に言つて、逆にといふか、今ある程度どういうふうに情報管理が行われるかお聞きをいたしました。今回の改正によつて、適法に在留する外国人、特に中長期の方々にとつては非常に利便性が向上された点があるといふうに何度も聞かされておりますが、どういふ点が便利になつてゐるのか、どういふ点がこの法案の中で一番外国人の皆さんにとつて便利になつたと言えるのか、その点についてもはつきりさせていただけます。

○国務大臣(森英介君) まず、適法に中長期間在留する外国人の在留情報を正確かつ継続的に把握できるようになることによりまして、これらの方々に対する在留期間の上限を引き上げたり、あるいは再入国許可手続を原則として不要とする措置を講じることが可能になるなど、これによつてこれらの人々が各種許可手続のために入国管理局に出頭する負担が大幅に緩和されることになります。

また、新たな在留管理制度においては、在留カード交付の対象者を入管法上の適法な在留資格をもつて我が國に中長期間在留する方に限定することにより、これらの外国人においては、在留カードを示すことによって自らが適法な在留資格をもつて我が國に中長期間在留する者であることを簡単に証明できるようになります。したがつて、就労や社会生活の様々な場面における利便性が高まることが期待されます。

○木庭健太郎君 そういう便利になる点はあるんですけど、その一方で、これも先ほど御指摘をされておりました。改正是、改正によつてといふか、新しい制度が生み出されることによって何が生じるかというと、これまで外国人登録制度においては届けや申請というの市町村区が窓口でしりたが、新たな在留管理制度といふのは、もう先ほどから指摘があつて、地方入国管理局、ここが窓口になるということになる。

数も少ない問題もあつた、いろんな御指摘がなされました。でも、本当に変わることで、負担に

なると思われるものがどんなことが起きる可能性があるのか、それとも配達ないよ、ある程度こういったことはこうやってできるんだよといふうな仕組みになつているのかどうか、さらに、先ほどはインターネットとか郵送の問題等のお話もございましたが、もし負担になるというようなことになつてゐるのか、どういふ点についてもう一度聞いておきたいと思います。

○政府参考人(西川克行君) まず、変更届のうちは一番数が多いと考えられる住所については、これは今までと同じようにその部分は法定受託事務という形で市区町村に残りますので、この分の負担は変わりません。

変更等の届出申請のうち新たな在留カードの交付を伴う氏名、国籍、生年月日、それから性別の大変な届出につきましては、外国人の同一性の確認等のために入国管理局に出頭してもらうという必要がございますけど、これはそもそも変更する頻度が非常に低いということに加えまして、例えば婚姻に伴つて氏名や国籍を変更した場合には同様に在留資格の変更申請が必要なことも多いといふことで、そのようなときは当該申請に合わせて行うことでもできることなどから、これはほとんど負担の増加にはならないと考えております。

所屬機関の変更や配偶者との離婚等の届出については、外国人登録制度では一部の例外を除いて在留資格の種別を問わず届出義務が課されておりましたが、新制度においてはこれを改めて、前者については所屬機関の存在が在留資格の基礎になつてゐる者、後者については配偶者としての身分が在留資格の基礎となつてゐる者に限ることとしており、外国人の負担を軽減しております。

また、これらの届出先是地方入国管理局になりますが、その方法については、例えばインターネ

の確認という壁はあるわけですが、その部分について検討した上で負担を軽減する措置を検討したいといふふうに考えております。

○木庭健太郎君 そこで、今度は、特別永住者の問題について基本的なことからちょっとお伺いしたいといふふうに思つてます。そこで、修正案提案者の方に来ていただきたいと思うんですけど、この特別永住者につきまして、新たな在留管理制度といふものにこの特別永住者は対象となつてゐるのかどうか、また特別永住者の制度は今回の改正でどのようになるのか、まずこの基本をお答え願います。

○国務大臣(森英介君) 特別永住者の方々については、現行の外国人登録制度や在留管理制度において正確な情報把握の観点から大きな問題があるのか、まずこの基本をお答え願います。

○木庭健太郎君 そこで、修正案提案者の方に来ていただきたいますが、今も大臣からお話をあつたのですが、今も大臣からお話をあつたのですが、特別永住者については、その歴史的経緯や我が国における定着性にかんがみ、特段の配慮が求められているところ、今回、衆議院の法務委員会において特別永住者証明書の常時携帯義務が削除されたといふうに承知しておりますが、その趣旨について提案者から伺つておきたいと思います。

○衆議院議員(大口善徳君) 木庭委員にお答えいたします。

木庭委員もこの問題について非常に熱心に取り組まれておられまして、今年の二月に、民団の方々と一緒に木庭委員も森法務大臣の方にこの件について要望をされたところでござります。

特別永住者につきましては、御案内のように、一九五二年、サンフランシスコ講和条約で、これは本人の意思に関係なく国籍を離脱された方であり、またその子孫であるわけです。こういう歴史的な経緯がある。また、今や四世、五世の方もいらっしゃいます。日本に生まれて日本に育つて、そして本当に地域でもいろんな形で貢献され、納税もされている、そういう点で定着性があるわけです。

そういう特別の配慮といふことをしていかなければなりません。その点、どのような措置を、修正前の段階で、本法として講じているのか、これもお知らせ願いたいと思います。

○政府参考人(西川克行君) 特別永住者の方々のネットを使うとか郵送で行うとか、本人の同一性の確認という壁はあるわけですが、その部分について検討した上で負担を軽減する措置を検討したいといふふうに考えております。

それから、永住者の在留カードの有効期限の更新申請については、これは確かに入国管理局に来ていただかなければならぬんですけど、これは七年に一回ということであることに加えまして、弁護士又は行政書士等、申請の取次ぎを認める者の範囲を広げるということにしており、過度の負担にはならないものと考えております。

○木庭健太郎君 そこで、今度は、特別永住者の問題について基本的なことからちょっとお伺いしたいといふふうに思つてます。そこで、修正案提案者の方に来ていただきたいと思うんですけど、この特別永住者につきまして、新たな在留管理制度といふものにこの特別永住者は対象となつてゐるのかどうか、また特別永住者の制度は今回の改正でどのようになるのか、まずこの基本をお答え願います。

○国務大臣(森英介君) 特別永住者の方々については、現行の外国人登録制度や在留管理制度において正確な情報把握の観点から大きな問題があるのか、まずこの基本をお答え願います。

○木庭健太郎君 そこで、修正案提案者の方に来ていただきたいですが、今も大臣からお話をあつたのですが、特別永住者については、その歴史的経緯や我が国における定着性にかんがみ、特段の配慮が求められているところ、今回、衆議院の法務委員会において特別永住者証明書の常時携帯義務が削除されたといふうに承知しておりますが、その趣旨について提案者から伺つておきたいと思います。

○衆議院議員(大口善徳君) 木庭委員にお答えいたします。

木庭委員もこの問題について非常に熱心に取り組まれておられまして、今年の二月に、民団の方々と一緒に木庭委員も森法務大臣の方にこの件について要望をされたところでござります。

特別永住者につきましては、御案内のように、一九五二年、サンフランシスコ講和条約で、これは本人の意思に関係なく国籍を離脱された方であり、またその子孫であるわけです。こういう歴史的な経緯がある。また、今や四世、五世の方もいらっしゃいます。日本に生まれて日本に育つて、そして本当に地域でもいろんな形で貢献され、納税もされている、そういう点で定着性があるわけ

す。このときに、この携帯義務について罰金を過料、刑事罰を行政罰にしたときでござりますけれども、その際、やはりこういう定着性あるいは歴史的な経緯、こういうものを着目しまして、衆参で附帯決議がなされたわけであります。

また、そういうことで今回外国人登録証明書がなくなつたわけでありますけれども、特別永住者証明書ということについて、當時携帯義務というものが、そしてまたその罰則というものが継続して問題となつたわけでございます。

この附帯決議の中で、衆議院、参議院のこの立法院の意思の中の決議として、外国人登録証明書の當時携帯義務の必要性、合理性について十分な検証を行い、同制度の抜本的な見直しを検討すること、とりわけ特別永住者に対する歴史的経緯が十分考慮されなければならない、こういう立法府の意思が明確にされたわけでありまして、特に特別永住者については配慮をするべきということが言つたわけでございます。

そういうことで、この行政罰につきましても、実際には適用されない彈力的運用ということであります。また、成り済ましの危険性も格段に低い、ほとんどない、こういうこともあります。で、今回、この特別永住者への配慮の必要性、また附帯決議の趣旨を踏まえて、改めてこの特別永住者証明書の携帯義務の要否について真摯に検討を行いました。衆議院の法務委員会でもこの点について、やはりこの當時携帯義務について、そしてまたこの罰則について、また旅券の携帯義務及び罰則についてはこれを削除すべし、こういうことになつたわけでございます。

○木庭健太郎君 今経過の説明があつたんですね、私ちょっと感慨深いものがありまして、それは、前回の、先ほどお話をあつた、平成十一年だったと思うんですけど、外国人登録法の改正のとき、実は参議院に法案が送られたときにはどういふ法案が送られてきたかというと、先ほど白眞勲君が言つていただいたとおりですよ。携帯していないなかつたら、（発言する者あり）白眞勲さんがおつしゃつてゐるんですけど、まさに、どういうことかというと、携帯してなかつたらどうなるかといふと、逮捕できるというような刑事罰を科したままの法案が実は参議院に送られてきました。

あのとき、私も野党でございましたが、本当に民主党の皆さんにも御協力をいただいて、これは余りにも人権侵害というかひど過ぎるということで、そのときに何とかこの當時携帯義務をなくせないかということを実は随分警察庁の方ともやり合つたんですけど、法務省の方は何となくそこのおっしゃるならという気になつたんですけど、警察庁の大反対の中でもめにもめ、最終的にどうなつたかというと、だつたら過料ということがやらいでしたらどうにかできますということで、実はそのときに刑事罰から過料に、行政罰に改めるというお話でいくと、本当に長年の願いがようやく今法案ができるんだなという思いで感慨深いところで、そういう意味では、もういつこれができるかと申上げましたが、そんな思いがした次第でござります。

それとともに、これも先ほど丸山先生が、今野委員がというお話をしていた問題なんですが、業者証明書の携帯義務の要否について真摯に検討を行いました。衆議院の法務委員会でもこの点について、やはりこの當時携帯義務について、そしてまたこの罰則について、また旅券の携帯義務及び罰則についてはこれを削除すべし、こういうことになつたわけでございます。

○木庭健太郎君 今経過の説明があつたんですね、私ちょっと感慨深いものがありまして、それは、前回の、先ほどお話をあつた、平成十一年だったと思うんですけど、外国人登録法の改正のとき、実は参議院に法案が送られたときにはどういふ法案が送られてきたかというと、先ほど白眞勲君が言つていただいたとおりですよ。携帯していないなかつたら、（発言する者あり）白眞勲さんがおつしゃつてゐるんですけど、まさに、どういうことかというと、携帯してなかつたらどうなるかといふと、逮捕できるというような刑事罰を科したままの法案が実は参議院に送られてきました。

○衆議院議員(大口善徳君) これ、附則の六十条の三項で、永住者のうち特に我が国への定住性の高い方、そして歴史的経緯ということとも考えて、今までおっしゃるならという気になつたんですけど、そのときに何とかこの當時携帯義務をなくせないかということを実は随分警察庁の方ともやり合つたんですけど、法務省の方は何となくそこのおっしゃるならという気になつたんですけど、警察庁の大反対の中でもめにもめ、最終的にどうなつたかというと、だつたら過料ということがやらいでしたらどうにかできますということで、実はそのときに刑事罰から過料に、行政罰に改めるというお話でいくと、本当に長年の願いがようやく今法案ができるんだなという思いで感慨深いところです。

例えれば、これは、朝鮮半島から来られて、そして昭和二十年の九月の二日当時、朝鮮半島に一時帰郷していた方がいらっしゃいます。こういう方は、昭和二十年の九月二日当時はこの日本にいらっしゃらなかつた、しかし歴史的経緯もありました、またずっと定着をされていると。こういう方はどうするんだと、こういうことが議論にあつたわけでございます。

この方々について、じゃどうしていくのか。要するに、特別永住に準じて、日本への定着性が高い方、歴史的背景を有する方々、あるいは華僑の方々もそうでございましょう、こういう方々について、これは在留カードの常時携帯義務を含めた在留管理の在り方全般を幅広く検討を行つていこうということでこの附則を付けさせていただいたところです。

修正協議で、ここについて、その準ずる者についてはもう少し踏み込んだ形でできないかという議論もしたわけですねけれども、どこへ線引きを引くかというようなこと、いろいろなことがございました。これをそういうことで検討課題という形にさせていただいたところでございます。

○木庭健太郎君 この附則を受けられたということは私は大きな前進だと思っておりますし、様々な立場から様々に御指摘もいただいておりまして、私は、これ、公明党の衆議院議員で赤羽一嘉というのが神戸でおるんですねけれども、実は神戸の華僑総会の方から御要望いただいたのはどんなことかというと、例えば台湾出身の方というのことはありますけれども、衆議院の御審議中でござりますけれども、衆議院の御議論の結果こういうことになつたわけでございまして、国会のそういう御議論、また御決議の趣旨を十分に踏まえて法務省としても対処したいと思います。

○木庭健太郎君 是非この点は検討を更に続けていただいて、早い機会に結論を出していただきたい、このような強い希望を持つておることを要望としてお伝えしておきたいと思います。

話をおちつと変えまして、今回の改正では、外国人の方だけではなくて、これまで外国人登録の事務を担つてきた市町村、いろんなこの市町村の要望にもこたえたものでなければならぬんだろうと思うんです。特に今回の改正法は、住民として暮らしているこの外国人の方々に関する様々な事

務を日々行つてゐる市町村からいろんな要望が上がつてきて、それを踏まえた形の法改正という形をつくつたんだというふうにお伺いをしておりましたが、具体的にどういうことなのか、法務当局の御説明を伺いたいと思います。

○政府参考人(西川克行君) 現行の外国人登録制度につきましては、これまで外国人登録と実態との乖離、とりわけ居住実態との乖離につきましては、これまで外国人登録と実態と特に日系の方々を中心とする外国人が多数居住する都市、これは外国人集住都市と。そこで集まつて行われる外国人集住都市会議というものがあるわけでございますけれども、そこからは現行の外国人登録制度では市区町村が外国人の所在情報をお届けするが、これで登録制度では市区町村が外国人の所在情報を迅速かつ正確に把握することが極めて困難であるという指摘を受けております。また、外国人集住都市会議は地域の多文化共生を推進していく等の立場から外国人住民の台帳制度の創設に関する要望もしてこられたというふうに承知をしており、その中では外国人の厳正な在留管理を基本としつつ、同時に、外国人住民に関する記録を迅速かつ正確に把握できる制度を構築することで課題の抜本的な解決を図るべきであるという指摘がなされております。

今般の入管法等の改正案は、外国人住民に適時に正確な住所を届けさせるための措置や外国人住民に関する必要な情報を法務大臣が市区町村へ的確に提供するなどの措置を講ずることとしているので、外国人集住都市を始めとする市区町村ふうに認識をしております。

○木庭健太郎君 それとともに、現行制度においては結局国際化が進展する中で外国人がどこにどう移住しているのかというような正確に把握できないという問題があるから今回の法改正に取り組んだという話になつてゐるわけであつて、今回の改正案を見ていつた場合、こういう居住状況、正確に把握するためにはどういう手立てでこれを行つてこようとされているのか、この点も御説明をい

ただいておきたいと思います。

○政府参考人(西川克行君) まず、現在の外国人登録法の問題点としては、まず法務大臣が外登法の規定に基づいて市区町村の長が収集したその情報に関する調査の権限がないのでその正確性を確認することができないということや、外登法上の虚偽申請や申請義務違反に対する罰則は定められているものの、入管法上の処分と直接関連していないため実効性に乏しいというような問題が指摘されております。

今回の改正では、これらの問題点を解消するため、外国人からの届出の相手方を法務大臣とした上で、情報の正確性を確保するため、法務大臣に調査権を与えることや、居住地の虚偽届出や届出義務違反を在留資格取消しの対象とするなどなどを定めております。これらの改正によって外国人の居住情報をより正確に把握することができるようになるものと考えております。

○木庭健太郎君 そういった形で様々な掌握をしていくわけですが、これも先ほど議論がございました。上陸後九十日以内に居住地の届出をしないことを在留資格の取消し事由としている。やはり最も重いこの在留資格の取消し事由、これが九月十日ということについて、厳過ぎるのはないかという懸念が、これも各方面から上がつてゐるのも事実でございます。本当にこの九十日といふ

間を経過してしまったという場合につきましては、その違反に対する悪質性に応じた処分といい場合であります。

また、あるいは正当な理由に当たると思われない場合でありますと、例えばうつかりとその期間を経過してしまったという場合につきましては、その違反に対する悪質性に応じた処分といい場合であります。

○木庭健太郎君 その結果を聞いたときにやつぱり一番心配なのは、もうこれも午前中から議論がございましたが、DVの問題との絡みの問題がやはり一番、配偶者の身分を有する者の活動を継続して行わないというような取消し事由とDV被害者の保護の必要性の問題といふのは、本当、ちょっと

いたんですが、これも衆議院の方でこのDV被害者としての活動を継続して行わないことというやつですね。御説明の中で、これは質問通告ちよつとおりませんでしたが、偽装結婚がこのごろ多いから、だからこういう規定が必要なんだというお話をありました。実際に数からいって、そういうふたつの偽装結婚というのが現実に目に見える形で増えてるというような、本当に現下の現状があるのかどうか、そういう実態も踏まえて、だからこういうものを作りたかったんだというきちんとした御説明をいただきたいと思うんです。

○政府参考人(西川克行君) ちょっと偽装結婚のことがどうなのか。例えば上陸直後にやむを得ないような事情があるようなケース、例えば病気とかそんなこともあり得ると思うんですね。そういうふたつのことまでしてもらひつくるまで九十日といふふうに認識をしております。

○木庭健太郎君 それとともに、現行制度においては結局国際化が進展する中で外国人がどこにどう移住しているのかというような正確に把握できないという問題があるから今回の法改正に取り組んだという話になつてゐるわけであつて、今回の改正案を見ていつた場合、こういう居住状況、正確に把握するためにはどういう手立てでこれを行つてこようとされているのか、この点も御説明をいたしました。例えば、日本の配偶者等の活動をやめたときには、この九十日をしやすくし定期に当てはめて九十日を超えた場合について取消しを必ずするということは全く考へておりませんで、例に挙げられました例えは疾病等のために九十日の期間内に居住に取消しができるという規定が偽装結婚対策になる

というのは、偽装結婚の立証というのは非常に難しいと。ただ、実際、本来夫婦であるべき二人がほとんど何も関係がなく、別々に生活をして別々に働いていると、こういう立証が付く場合というのは結構ございますので、先ほどの規定を有効に使って偽装結婚対策にも活用していきたいと、こういう意味でございます。

○木庭健太郎君 この事由を聞いたときにやつぱり一番心配なのは、もうこれも午前中から議論がありました。DVの問題との絡みの問題がやはり一番、配偶者の身分を有する者の活動を継続して行わないというような取消し事由とDV被害者の保護の必要性の問題といふのは、本当、ちょっといたんですが、これも衆議院の方でこのDV被害者としての活動を継続して行わないことというやつですね。御説明の中で、これは質問通告ちよつとおりませんでしたが、偽装結婚がこのごろ多いから、だからこういう規定が必要なんだというお話をありました。実際に数からいって、そういうふたつの偽装結婚というのが現実に目に見える形で増えてるというような、本当に現下の現状があるのかどうか、そういう実態も踏まえて、だからこういうものを作りたかったんだというきちんとした御説明をいただきたいと思うんです。

○政府参考人(西川克行君) この配偶者の身分を有する者としての活動を行つていない場合の中でも、お尋ねのいわゆるDV被害者の保護の必要性というものがもう衆議院の法務委員会におきましても多くの委員から質問があつたわけでございまます。

そこで、修正案は、このような外国人のDV被害者の保護の必要性ということを配慮しまして、入管法第二十二条の四の第一項第七号の関係でござります。二十二条の四第一項第七号の関係でござりますけれども、一つは、正当な理由、こういうふたつの理由で在留を継続していることにつき正当な理由がある場合につきましては、在留資格の取消しをすべきでないということになりました。

例えば、日本国籍を有する子供の親権を争つて離婚の協議中であつたり、あるいは離婚の調停中であつたりする場合、あるいはDV被害等によつて、配偶者の暴力等によつて離婚協議中あるいは

離婚調停中である場合、こういうような場合につきましては、在留を継続していることにつき正当な理由があるということで、在留資格取消し手続における意見聴取の際にそうした事情が判明すれば在留資格の取消しはしないことになることとしたわけありますけれども、このような趣旨を明らかにするために、配偶者の身分を有する者として活動を行わざ在留継続をしていることにつき正当な理由がある場合を除外すると明文で規定したわけでございます。

また、もう一つは、この行えない期間を三か月を六か月に延ばしたと、こういう修正を加えたということでございます。

一般に、就労資格で在留する場合については三か月以上継続して活動を行わない場合が取消し事由となるわけがありますが、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して行わない期間ということにつきましては、やはり就労資格で在留の場合よりも一般的に日本社会でのつながりが深い、また、婚姻関係が完全に破綻したかどうか、修復の可能性があるかどうか等、やはりその取消しの可否について慎重に見極める必要があるということで三か月を六か月に延ばしたわけであります。こういうことも一つ配慮させていただいたと、こういうことでございます。

それから、入管法の二十二条の五でございますけれども、ここで、配偶者が原因で離婚したような事案について、申請があれば定住者等の在留資格への変更許可が見込まれる場合があるわけであります。そこで、在留資格取消し手続における意見聴取の際に、外国人に対して在留資格変更申請を行う意思があるか否か、これを確認し、それで、在留資格変更許可をするのが相当である場合には在留資格の取消し手続を終了させ、外国人の在留資格は取り消さないことになります。このような趣旨を明らかにするため 在留資格変更申請の機会を与えるよう配慮することを明文をもって定めたところでございます。

○木庭健太郎君 こういう修正を受け、法務當

局としては対象者がDVの被害者であるということが思われるとき実際にどのような対応をすることが思つていいのか、具体的に法務当局からお答えをいただいておきたいと思います。

○政府参考人(西川克行君) 今の提案者の説明とほぼ同じということになろうというふうに思いますが、DV被害者が例えば離婚訴訟中であると、このような場合については配偶者としての活動をしていない場合についてもそれについて正当な理由があると認める場合にならうというふうに思いますし、あるいは転居をして、転居先を知られるのを恐れてそれを申告してこないと、こんなような事情の場合についても正当な理由があるといふふうに思います。

また、事情聴取等の段階で在留資格の変更の申請の機会を与えるということで、定住者等の他の在留資格への変更の可能性があればそちらの方に変更するということでDV被害者については配慮をしていきたいというふうに考えております。

○木庭健太郎君 今言われたように、例えばDV被害者が加害者に所在を知られないようにするためにという理由で居住地の変更が届けられなかつた、この場合は正当な事由に当たると、そういうふうに思つていて、この判断をしていくと、そういうふうに思つてます。

しかししながら、研修生や技能実習生の受け入れ機関の一部には、研修・技能実習制度の趣旨を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として研修生を扱うものがあり、賃金の不払や時間外労働などの労働関係法令違反の事例もしばしば発生しております。また、傘下の企業に対する指導監督が不十分な受け入れ団体の存在や、研修生をあっせんして不当な利益を得るプローカーの存在も指摘されています。

このような状況の下で、研修生、技能実習生の保護の強化を図ることが喫緊の課題となつております。まして、今回の改正につながつたわけでございます。

○木庭健太郎君 この研修・技能実習制度を考えるときにやっぱりポイントになつてくるのは、この受け入れ団体の問題が大きなテーマにこれからなつていくんだろうと思います。

どうこういう団体の監理を強めていくかという問題だと思いますし、これをどう監理強化というかというと、今回のこの研修・技能実習制度を見直した一番のポイントが何になるのかということをお聞きしようと思つて、いるのですが、法案を見限りは、やはり一番の、今回改正しようとした

のは、やはり研修生そして技能実習という、こういう区分けしたような制度があるために言わば外国人の方々を守れない結果がある、それをどうきちんと機能強化するかというところに私は何か主眼点が置かれているというような思いがいたしておるんですが、したがつて極めて大事な改正だと思います。

○国務大臣(森英介君) 研修・技能実習制度は、被験者が我が国で修得した技術を本国において生かし、本国の経済発展や技術の進歩に寄与することを本来の目的とする制度です。平成二十年末現在、約十九万人の研修生、技能実習生が我が国に在留しており、同制度は多くの団体、企業で活用されているところです。

しかしながら、研修生や技能実習生の受け入れ機関の一部には、研修・技能実習制度の趣旨を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として研修生を扱うものがあり、賃金の不払や時間外労働などの労働関係法令違反の事例もしばしば発生しております。また、傘下の企業に対する指導監督が不十分な受け入れ団体の存在や、研修生をあっせんして不当な利益を得るプローカーの存在も指摘されています。

法務省令等で規定する受け入れ団体の具体的要件につきましては今後検討していくますが、例えば団体の指導監督体制の強化、これは具体的にどういう監督をしてどういう監査を受けるかという点について細かく決めていきたいということと、団体の運営の透明化が重要であると考えております。また、受け入れの基準を定める法務省令の中でもこれらの点について規定していきたいと考えております。

○木庭健太郎君 そうすると、これ、また法改正した後、今は受け入れ企業が技能実習生に対する不適正な受け入れというようなものが発覚した場合は、処罰というか、いろんな形がある。ただ、その後、今は受け入れ企業が技能実習生に対する不適正な受け入れというようなものが発覚した場合は、受け入れ団体の問題、この監理責任をどうするかという問題というのがあると思います。この点について、もしそういうものが発覚した場合、この受入れ団体についても監理責任を取つて不正行為を認定するのかどうか、ここも伺つておきたいと思います。

○政府参考人(西川克行君) 委員御指摘のところ、現行の技能実習制度におきましては、研修時の受け入れ団体は実習を実施する企業に対する監理

は行っていないと、こうのことになつております。

法改正後は、受入れ団体が二年目以降も実習実施機関の監理を行うことになりますので、仮に実習実施企業による労働関係法令違反等の不適正な受入れが発覚した場合には、事実関係を調査した上、受入れ団体が適正な監理を実施していないということが判明すれば、受入れ団体につきましても、その監理の責任ということで不正行為の認定等を行うことになると考えております。

○木庭健太郎君 ちょっと細かい話ですが、ちょっと聞いておきたかった、よく分からなかつた点なんですね。

この法改正後の技能実習の一号というところですけれども、この活動には講習による知識修得活動が含まれるというふうに聞いているんですけども、具体的にどんな知識をどれくらいの期間を掛けて修得させようとしているのか。ちょっとこの中身、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○政府参考人(西川克行君) この講習の具体的内容につきましても法務省令の中で規定する予定でございますけれども、例えば日本語、労働関係法令、出入国管理関係法令、修得する技能や生活一般に関する知識等、その後の技能実習活動を適正かつ効果的に行うための知識を修得していただくことを予定しております。

講習の期間につきましては、原則として、技能実習一号の活動時間全体の六分の一以上の時間の講習を実施することを受入れの要件ということです法務省令に規定する予定であります。

○木庭健太郎君 最後に、この制度というのは、大臣から冒頭発言あつたように、この研修・技能実習制度というのは何のためにあるかと、それは研修・技能実習制度というのでいろいろ、今の段階では不当な扱いも受けた方もいらっしゃるし、是非そういったところも保護するためにやりたいという、保護を目的としたというのが一番

の本になつてゐる意味でいくと、こういつたものはできるだけ早い施行にすべきではないかと思ひます。

ただ、これ、施行時期を見ると、公布の日から一年以内というふうに結構猶予を持ちながらやつた点なんですね。

○政府参考人(西川克行君) 委員御指摘のとおり、研修生、技能実習生の保護の強化という観点からいいますと、実務研修中の研修生に対する労働関係法令の適用や受入れ団体の監理体制の強化などの措置を速やかに講じたいというふうに考えておりますけれども、これらの措置を円滑に実施するためには、関係法令の整備を実施するとともに、国内の関係機関はもちろん、さらには技能実習生の送り出し国等への周知、これを図る必要がございます。それで、改正法の施行時期を、その結果、公布の日から起算して一年を超えない範囲でござります。

なお、改正法の附則第一条第二号及び第六条の規定により、改正の施行日以後に技能実習一号をもつて本邦へ入国する予定の技能実習生に対して、同施行日前でも技能実習一号に係る在留資格認定証明書を交付することができるとされておりますので、施行後は速やかに新制度への移行が図られるものというふうに考えております。

○木庭健太郎君 終わります。

○委員長(澤雄二君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、舛添要一君が委員を辞任され、その補欠として西田昌司君が選任をされました。

○仁比聰平君 日本共産党の仁比聰平でございま

底して審議を尽くすことを冒頭求めておきたいと思います。

大臣、少し時間をいただきたいということなんですが、今日の審議の冒頭で、大臣は線として把握することがどうしても必要だというふうにおつしやいました。

この外国人についてどのような情報が収集、蓄積の対象となるのかという点についてまずお尋ねをしたいと思うんですけれども、この法案の提出過程で規制改革・民間開放の推進に関する第三次答申が行われております。在留資格の変更あるいは在留期間の更新許可のガイドライン化という問題について、国税や地方税の納付状況、社会保険の加入状況、雇用・労働条件、子弟・子供さんたちの就学状況、また在留資格の特性に応じて日本語能力などをこうした在留資格の変更あるいは更新許可を考える上で把握すべき事項として挙げているわけです。これは閣議決定がなされているわけですね。

こうした情報を政府は継続的、一元的に把握をしていくという必要を考えているわけですか。

臣ちょっとおられませんでしたから、まず入管局長。

○政府参考人(西川克行君) まず問題が二つに分かれております。今回新たな在留管理制度の下におきましては、外国人本人の方々から情報をいただいて、それが重要な情報である場合については変更があつた場合にその情報をいただくと、こ

ういうことになつております。その情報に今委員が挙げられました例えは納税状況とか社会保険の加入状況等が入るかといいますと、これは全く入りません。

どういうことになるかといいますと、まず新たな在留管理制度は外国人の情報をその外国人の有する在留資格に応じて必要な範囲内で取得しようとするものでございます。したがつて、まず届出義務については氏名、生年月日、性別、国籍等、それから居住地の基本的事項に限定をしていることなどがございます。それから、所属機関や身

分関係等の情報につきましては在留資格に応じまして必要な範囲内で提供を求めるということにしております。

入管法改正案の検討に当たつては、外国人又はその所属先等から提供を求める情報については関係各方面においても御議論をいたきましたが、先ほど述べたような理由から、例えば納税状況、社会保険、それから質問に出ていた学業の成績だとか、そういうものについても一般に外国人や所属先等から情報の提供を求める事項とはしておりません。

ただし、例えば留学生等が在留期間更新許可申請を実施した、又は在留資格変更許可申請を行つたと、こういう場合にその在留状況を確認するためには、学業成績に関する文書の提出を求める、あるいは、就労可能な在留資格で在留する外国人が在留期間更新許可申請等を行つたという場合に納税状況を求める等、個々の在留資格に応じて個別の入国・在留審査に必要な情報としてこれらの情報を求めることはあろうというふうに思つております。

○仁比聰平君 在留カードを常時携帯を刑事罰を科してまで求めるということ自体も私は大問題だと指摘を今後していくべきだと思いますけれども、今局長もお認めになつたように、在留カードの記載事項以外の外国人に関する様々な情報を在留資格に応じて必要な範囲において把握をしていくくん

だというふうにおっしゃつておられるわけですね。

先に修正案提案者にお尋ねしたいと思いますが、法案の十九条の十八第三項では、法務大臣は、在留管理の目的を達成するためには必要な最小限度の範囲を超えて情報を取得、保有してはならないというふうに修正をされましたけれども、この趣旨は一体何なのかといふことなんですよ。

規制改革の答申で先ほど申し上げたような内容が答申をされて、これが閣議決定されているんですね。修正案に言う在留管理の目的を達成するためには必要であるとして閣議決定をしているん

じゃないんですか、これ。修正案はこの閣議決定

在留資格の取消しに至る、こうした規制が掛かる、新たに掛けられるということは、これは明らかなんですね。

総務省の関係の日本人住民についての届出に関する法違反に関して、昭和四十二年に当時の通知がございまして、通知といいますか、住民基本台帳事務処理要領というのがありますまして、ここには、違反事件については、その理由のいかんを問わず、すべて住所地を管轄する簡易裁判所に通知するという、こういう定めになつてあるんです。このようなやり方が法違反があるときの対応の仕方としてはあり得ることなんだと思うんですね。これが仮に外国人住民に今回の法案のように科せられるということになれば、これは外国人住民にとって一体どんなふうに自分が扱われるのかというのはこれは分からぬということになつてしまふでしよう。

正当な理由があればそはならないという修正をされたわけですが、そこで言う正当な理由といふのは何なんですか、大口提案者。

○衆議院議員(大口善徳君) これは二十二条の四の一項八号に、上陸の許可を受けた場合に、新たに中長在留者となつた者が当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に法務大臣に居住地の届出をしないこと、ただ届出をしないことにつき正当な理由がある場合は除くと、こういうことで、正当な理由がある場合を除くといふとに修正させていただいたわけです。

これは、日本に上陸をして、この前の委員に対する答弁にもありましたように、例えば病気になつたとか、あるいはけがをしたとか、九十日以内に届出ができないことに対する正当な理由があるだろうということで修正を加えたわけがございます。

○仁比聰平君

これもまたよく分からぬんですよ、これまでの議論を聞いていても。例えばこういう場合というような議論はあるんだけれども、それによつて外国人住民が自分の行動の予見可能性を持つるというふうにはなつていないのでな

いかと思っているんです。

逆にお尋ねしますと、事情に応じて弾力的な対応をするというようなお話をなれば、仮に定めるとしても、悪質でこれは取り消さなきやいけないというようなものを取消し事由として厳格に明確に定めるというやり方だつてあると思うんで

すけれども、ぱくつと全体に網を掛けて、その中で個別入管が判断して特別な事情が認められるとはなぜなんですか。どちらでも。

○政府参考人(西川克行君) 例えは、外国人が初めて入国をしたと、ところがその後、住居を定めないで所在不明になつてしまつたという場合があるといったします。この場合は恐らく非常に悪質な事案で、これは取り消さざるを得ない。

ただ、これをどういうふうに特定するかというのには、やはり何日以内に外国人が住居を定めたときには届けるというそういうルールを作つておいて、それに従わない場合についてはやはり取り消す、これを原則にしていただくと。しかも、取消しまでの期間というのは九十日という比較的長期間取つているわけですから、通常はそれは許可を受けた日から九十日以内に法務大臣に住居地の届出をしないこと、ただ届出をしないことには特別永住者の配偶者から定住者への在留資格の変更、これがどれほど現実に行われているのかというこの問題について、私は恐らく政府や修正提案者は問題認識が違うんだと思う。違います。

例えば、広島県の福山市で日系ブラジル人の支援などを大変精力的に取り組んでおられるNGOの方のお話でいいますと、日本人の配偶者が離婚によって定住者への申請をして、入管で定住者の資格を取ることは法律的に駄目だとと言われる、定住者になれた話を聞いたことがない、みんな帰国させられている、自分が知る限り一〇〇%帰国させられていると、そういうお話をなんですよね。私は法務省にどういう考え方でこの在留資格を考へておるのかといふ尋ねをいたしまして、その資料の中には、この定住者としての資格を、日本人又は永住者の配偶者と離婚又は死別をした後に特別な事情を考慮して認める場合、独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること、そして日本人あるいは永住者あるいは特別永住者との間に出生した子を養育しているなどの在留を認めるべき特別な事情を有している者であること、

○仁比聰平君 結局、実際に取消しにまで至るか

どうかは別として、届出を厳しいサンクションを掛け達成するというたためにこういう規定を置く

DVの問題についてお尋ねをしたいと思いますが、日本人配偶者という在留資格で、DVを受け

要性という目的を達成するために在留資格の取消しに至りますと、つまり、そうなつてしまえば日本から出でていってくださいと、こういうやり方を

同じ問題は、配偶者の身分を有する者としての活動という、今日も議論された問題についても同じです。

まず、法案二十二条の五を修正案として出されましたけれども、ここに言う二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請の機会を与えるよう配慮しなければならないと、この点について、

変更申請があり得る在留資格とは何かという議論が、今日松野委員の中でも定住者であるというお話をございました。この日本人配偶者、あるいは特別永住者の配偶者から定住者への在留資格の変更、これがどれほど現実に行われているのかというこの問題について、私は恐らく政府や修正提案者は問題認識が違うんだと思う。違います。

それから、先ほど提案者が説明したとおり、これはかわいそそうだという場合には、正当な理由ということで個々に救つていけばいいわけでございまし、それから、違反自体が悪質でないという場合にはならないと。

それから、先ほど提案者が説明したとおり、こ

れはかわいそそうだという場合には、正当な理由ということで個々に救つていけばいいわけでございまし、それから、違反自体が悪質でないという場合には認められないということでもないというふうに思つております。

それから、確かに認めている事例についてはお子さんを養育している方は多いというふうに思いますが、先ほども少しお話しさましたとおり、外国の配偶者の方、別れたとしても、その方が相当程度日本に定着性があると認められる場合については定住者ということで認めているというふうに認識をしておりますので、子供がいないときには認められないということでもないというふうに思つております。

○仁比聰平君 そうしますと、生計の道がなくても、子供さんがいなくとも、入管は定住者として認めていくんですということなんですね。

○政府参考人(西川克行君)

そうは言つていいん

わけで、そういう要素を総合的に考慮して決めて

いるというふうに言つておるわけがございますの

で。

○仁比聰平君 ちょっと事柄を鮮明にするために

DVの問題についてお尋ねをしたいと思いますが、日本人配偶者という在留資格で、DVを受け

この子供さんがいるということのことは今日も

これまで御答弁がありましたから聞きませんが、日本人だつて婚姻生活が破綻したときに、とりわけ女性の側が生計の手段を有していないということはよくあることです。縁があつて、理由があつて日本に来て結婚をされた、その女性が何らかの事情で婚姻関係が破綻に至つた、あるいは死別しましたから、そのときに独立の生計を営むに足りる資産を持ついなければ在留資格は与えないということになつたら、定住者に変更なんてできないんじやありませんか。

日本に来て結婚をされた、その女性が何らかの事情で婚姻関係が破綻に至つた、あるいは死別しましたからほかの要素があるときにはすべて認めないと、こういう判断はしていないというふうに思つております。

たと、その被害者であると認定をされたことによつて、ほかの永住者ですね、永住資格、これ定住だと思いませんけれども、への変更を認めた件数は、平成二十年、平成二十一年、それぞれ何件ありますか。

○政府参考人(西川克行君) まず、入国管理局では平成二十年の七月にDV事案に関する措置要領というのを策定をいたしております。これでDV事案に適切に対応してきたところですが、そこから本年五月末までに在留審査や退去強制手続の過程等において四十人の外国人からDV被害者である旨の申立てがなされております。

ちょっと年度で分けていませんので申し訳なかつたんですが、これら外国人DV被害者四十人のうち、在留資格の変更を許可したのは九人で、変

更後の在留資格は、定住者が七人、それから特定活動が二人というふうになつております。それから、残りの三十一人につきましては、相談者の申請内容や在留資格の有無等によりそれぞれ事情が異なりますけれども、在留期間の更新を許可した

という者が十二人、それから永住許可申請中であります、これが九人、それから永住許可申請中で

あつたことから永住許可した者が一人、それから手続中の者が四人、その他が五人ですが、そのうちの四人は相談のみであつたと、それから一人は本人の申立てで退去強制手続を取つたもの、結

局容疑なしということで、そのままの在留資格で在留をしているということです。

○仁比聰平君 時間がもうなくなつてしまつたけれども、今お話しの日本人の配偶者等、これは平成十九年の数字で二十五万六千九百八十人、

永住者の配偶者等で一万五千三百六十五人いらっしゃるわけですね。この中でDV被害に遭われ

た方がわずか四十人ということはあり得ない数字

です。そのうち九人しか在留資格の変更には至つ

ていません。

修正案提案者に最後聞いて終わりますけれども、これはあれば、これまでのそしした運用

は見えるんだということなんですか。そうじやな

かつたら、幾ら政府原案の三ヶ月を六ヶ月に延ば

そうが正当な理由を付け加えようが、これ問題全

然解決しないんじゃありませんか。いかがです。

○衆議院議員(大口善徳君) 提案者といたしまし

ても、このDVというのは犯罪行為を含む重大な

人権侵害であると、こういう認識を持っておりま

す。

法務当局からDV被害者への対応の状況につい

ての答弁が今あつたわけ就可以了けれども、提

案者としましても、法務省には、これまでの対応

に足らざるところがあるのであれば、これを補

い、関係省庁と連携をしつつ、人道的観点から適

切かつ迅速に対応していただきたいと、こういう

ふうに考えております。

○近藤正道君 今日は終わります。

法案審議の前に一つ、難民申請者の問題につい

て質問いたします。

六月の二十二日にイラン人の難民申請者アフシ

ンさん、これは通称名のようですが、この

方が入管に強制収容されました。アフシンさんは

過去二回難民不認定処分を受けておりませんけれども、イラン反体制組織ムジャヒディン・ハルクに

関係しておつて、最高裁での取消し訴訟におきま

して、泉裁判長からは、法務大臣の裁決に重大な

手続上の瑕疵があつて、退去強制が著しく不当で

あるとの反対意見も出されております。また、今

回の収容においても、異議申出の結果の通知に手

続上の瑕疵が明らかになつております。

今、イラン情勢から見ますと、反体制派の強制

送還、これは拷問とかあるいは強制失踪など生命

を奪うるわけですね。この中でDV被害に遭われ

た方がわざか四十人ということはあり得ない数字

です。そのうち九人しか在留資格の変更には至つ

ていません。

改正法案、目的であります、外国人管理のた

めの情報把握、在留期間の伸長あるいは利便性の

これは、帰した場合、拷問あるいは強制失踪され

も、これはあれば、これまでのそしした運用

は変わるものではありませんが、一方で、入国管理のコ

ンピューターシステムや情報データベースを再構

築する設計図とも言える出入国管理業務の業務・

システム最適化計画、これは配付資料にも今日出

しておきましたけれども、この内容を見てみます

と、そういうものとは違います。

そこで、今回の改正により、現行の入管法に基

づいて行つておいる情報把握と外国人登録法に基づ

いて市区町村を通して行つておいる情報把握の制度

が生じてきております。

そこで、今回の改正により、現行の入管法に基

づいて行つておいる情報把握と外国人登録法に基

いて市区町村を通して行つておいる情報把握の制度

を改め、適法な在留資格をもつて我が国に中長期に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に、すなわち点から線に、線的に把握する制度の構築を図ろうとするものであります。

そして、ここで把握する情報は、適正な在留管理制度という目的のために必要な最小限のものに限られることは言うまでもありませんが、このような情報を正確に把握できるようになることによりまして、新たな制度の構築を前提として、在留期間の上限の伸長や再入国許可制度の見直しなど、適法に在留する外国人に対する利便性を向上する措置の実施が可能となります。

すなわち、今回の改正法案が外国人の基本的人権、市民的自由を侵すものであるとの御指摘は全く当たらず、むしろ、適法に在留する外国人にとっては大変その居住性あるいは便益に資するものであるというふうに考えております。

○近藤正道君 今ほども申し上げましたように、外国人が享有する基本的な人権、制約の場合は合理的必要な最小限度のものに限るべきだ、これは憲法の大原則でございますが、これは各論にわたりますけれども、私はこの最小限度の制約の範囲を今回の法改正は超えていると、こういうふうに考えております。

法案では、これまでにも人権侵害を指摘されてきましたカード、在留カードですね、この常時携帯義務と違反に対する刑事罰が規定されておりました。これは、九九年の外国人登録法改正の際の附帯決議、どういうことを言っているかといいますと、外国人登録証の常時携帯を義務付ける必要性、合理性について十分な検証を行う、同制度の抜本的な見直しを検討すること、こういう指摘がされているわけであります、これに私は反していいるというふうにも思いますし、あるいは、国連人権委員会から、外国人永住者が登録証明書を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は、法の下の平等と差別の禁止を規定した国際人権規約第二十六条に適合しない、この国

連の委員会は、そのような差別的な法律は廃止されなければなりません。あるいは、違反に行政罰ではなくて刑事罰を科したのはなぜですか。お答えください。

○國務大臣(森英介君) 平成十一年の外国人登録法改正の附帯決議において、特に特別永住者に係る外国人登録証明書の常時携帯義務について見直しが求められ、また平成十年に規約人権委員会から、外国人永住者が登録証明書を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は人権B規約第二十六条に適合しないとの勧告を受けていることは承知しております。

しかししながら、在留カード制度は新たな在留管理制度の根幹を成すものでありまして、不法入国人者や不法滞留者が依然として多数存在し、様々な問題を惹起している状況の下では、在留カードの常時携帯制度は必要かつ合理的なものと考えております。いまして、いわゆる人権B規約に違反するものではないというふうに受け止めております。また、仮に在留カードの常時携帯義務及び義務違反に対する刑事罰が存在しなければ、不法滞在対策上重大的な支障が出るおそれがあると考えております。

○近藤正道君 常時携帯義務を設け、違反に刑事罰を科さないと重大な支障を来すということをございます。つまり、率直に言つて、現行犯逮捕ができる余地を常に持つていて、ということなんだろうというふうに思いますが、常に携帯義務に違反したからといって逮捕するわけでは私はないというふうに

思つておりますが、いつでもしかし逮捕でかかる、そうすることによって捜査機関の恣意的な運用の余地を残しておく、逮捕することもしないこともあります。できる、ここがやっぱり私はポイントだらうといふふうに思つています。しかも、逮捕が別件捜査であります。あるいは、違法に行政罰ではなくて刑事罰を科したのはなぜですか。お答えください。

○國務大臣(森英介君) 平成十一年の外国人登録法改正の附帯決議において、特に特別永住者に係る外国人登録証明書の常時携帯義務について見直しが求められ、また平成十年に規約人権委員会から、外国人永住者が登録証明書を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は人権B規約第二十六条に適合しないとの勧告を受けていることは承知しております。

しかししながら、在留カード制度は新たな在留管理制度の根幹を成すものでありまして、不法入国人者や不法滞留者が依然として多数存在し、様々な問題を惹起している状況の下では、在留カードの常時携帯制度は必要かつ合理的なものと考えております。いまして、いわゆる人権B規約に違反するものではないというふうに受け止めております。また、仮に在留カードの常時携帯義務及び義務違反に対する刑事罰が存在しなければ、不法滞在対策上重大的な支障が出るおそれがあると考えております。

○近藤正道君 常時携帯義務を設け、違反に刑事罰を科さないと重大な支障を来すということをございます。つまり、率直に言つて、現行犯逮捕ができる余地を常に持つていて、ということなんだろうというふうに思いますが、常に携帯義務に違反したからといって逮捕するわけでは私はないというふうに

思つておりますが、いつでもしかし逮捕でかかる、そうすることによって捜査機関の恣意的な運用の余地を残しておく、逮捕することもしないこともあります。できる、ここがやっぱり私はポイントだらうといふふうに思つています。しかも、逮捕が別件捜査であります。あるいは、違法に行政罰ではなくて刑事罰を科したのはなぜですか。お答えください。

○國務大臣(森英介君) 平成十一年の外国人登録法改正の附帯決議において、特に特別永住者に係る外国人登録証明書の常時携帯義務について見直しが求められ、また平成十年に規約人権委員会から、外国人永住者が登録証明書を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は人権B規約第二十六条に適合しないとの勧告を受けていることは承知しております。

しかししながら、在留カード制度は新たな在留管理制度の根幹を成すものでありまして、不法入国人者や不法滞留者が依然として多数存在し、様々な問題を惹起している状況の下では、在留カードの常時携帯制度は必要かつ合理的なものと考えております。いまして、いわゆる人権B規約に違反するものではないというふうに受け止めております。

○近藤正道君 常時携帯義務を設け、違反に刑事罰を科さないと重大な支障を来すということをございます。つまり、率直に言つて、現行犯逮捕ができる余地を常に持つていて、ということなんだろうというふうに思いますが、常に携帯義務に違反したからといって逮捕するわけでは私はないというふうに

思つておりますが、いつでもしかし逮捕でかかる、そうすることによって捜査機関の恣意的な運用の余地を残しておく、逮捕することもしないこともあります。できる、ここがやっぱり私はポイントだらうといふふうに思つています。しかも、逮捕が別件捜査であります。あるいは、違法に行政罰ではなくて刑事罰を科したのはなぜですか。お答えください。

○國務大臣(森英介君) 平成十一年の外国人登録法改正の附帯決議において、特に特別永住者に係る外国人登録証明書の常時携帯義務について見直しが求められ、また平成十年に規約人権委員会から、外国人永住者が登録証明書を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は人権B規約第二十六条に適合しないとの勧告を受けていることは承知しております。

しかししながら、在留カード制度は新たな在留管理制度の根幹を成すものでありまして、不法入国人者や不法滞留者が依然として多数存在し、様々な問題を惹起している状況の下では、在留カードの常時携帯制度は必要かつ合理的なものと考えております。いまして、いわゆる人権B規約に違反するものではないというふうに受け止めております。

○近藤正道君 常時携帯義務を設け、違反に刑事罰を科さないと重大な支障を来すということをございます。つまり、率直に言つて、現行犯逮捕ができる余地を常に持つていて、ということなんだろうというふうに思いますが、常に携帯義務に違反したからといって逮捕するわけでは私はないというふうに

る。

これ見ますと、これは、取りあえず外国人から言わば総背番号制度あるいは総監視の体制をつくりうとしているのかなど、私がちょっと心配し過ぎなのかも分かりませんけれども、そういう危惧の念を持たざるを得ない、こういうことでございます。この外国人の情報管理、私は外国人総背番号制というふうにこれを見て思うんですが、こういうものへの危惧は、皆さんはその個人情報保護法によって回避できると先ほども言いましたし、衆議院でもそういうふうに答弁をされております。

しかし、危惧されているのは、民間業者による名寄せの危険ということではなくて、むしろ政府の、他省庁や他の機関との外国人の在留情報共有化による管理強化なんだろうというふうに私は思っております。特定個人の一部の情報をキーワードで他の分野の情報を結び付けて個人の生活実態やプライバシーの詳細を明らかにするデータマッチング、あるいは一方、不特定多数個人のすべての情報属性を一定の行為を行う蓋然性が高いとされる幾つかの属性により絞り込み、検索し、少数字ないし特定の個人を抽出するプロファイリング、この二つですね。この入管のデータベースがこういったデータマッチングとプロファイリングに活用される、利用される、こういう私は危険をすごく感ずるわけでございます。

大臣にお尋ねをいたしますが、これは私だけが言っているんではなくて、今回の情報、入管の改正問題を契機に、まず外国人の情報管理を徹底する、こういうことから、外国人の入管システムを突破口にこの国に監視社会をつくり上げようといふねらいがあるんじゃないかなと、この国を大変危惧する、不安視する国民の声が結構私どものところに寄せられてくるわけでございますが、この国をどういふうに受け止められますか、お答えください。

○國務大臣（森英介君） 入国管理局が整備を図るうとしているシステムは、あくまでも業務を遂行

する上で得られた必要最小限の情報を基に、出入人

国管理に関する総合的なデータベースを構築し、入国管理局の職員が行う出入人国管理業務の適正な遂行に資するためのものであります。

したがって、出入人国管理業務以外の目的で在留外国人の情報を収集したり、あるいはデータを自由に利用させるということではなくて、あくまで法令で認められた範囲内において出入人国管理業務を所掌する行政庁としての権限を行使すること

に尽きることから、委員御指摘のよくな、情報管理を通じた外国人プライバシー侵害とか不当な監視強化であるとの批判は当たらないものと考えております。ましてや、これを突破口にして更にその

先々々なんてことはもより考えておりません。○近藤正道君 そうであれば結構なんですがそういう指摘がたくさんあるということを申し上げておきます。ましてや、これを突破口にして、私は先ほどの出入人国管

理業務の業務・システムの最適化計画、素人ながらいろいろ少し読んでみまして、分からぬこともありますけれども、すごいことを考へておられるわけがございます。

○政府参考人（西川克行君） 委員が御指摘のはIBMの作られた報告書ということでございます。

これは、入管、膨大な情報を扱いますので、コンピューターシステムがなくては成り立たないで

ているわけでございます。私は先ほどの出入人国管

理業務の業務・システムの最適化計画、素人ながらいろいろ少し読んでみまして、分からぬこともありますけれども、すごいことを考へておられるわけがございます。

○近藤正道君 例えば外国人についてでありますけれども、たくさんのお外人のデータを持っていて、こういう傾向を持つ人間はいるかと検索をすると、そういう人間がぱっと出てくるとか、あるいはこういう傾向を持つ人たちというのはどのくらいいるかと

いうふうな検索をすると、ある属性を持つ外国人がぱっと出てくるという、こういうシステムなんですよ。こういうシステムをもう既に民間業者が

法務省の依頼に基づいてつくつてあるわけですよ

ね。

これが本当に入管目的のためだけに今後活用されるのかどうか。それは入管目的のためだけにこどもが使われれば、それはこれにこしたこの二つです。こういうシステムをもう既に民間業者が法務省の業務として聞くべきだなというふうに思っています。

○近藤正道君 今ほどの話を聞くと、御理解どころかますます不安になりますが、じゃ、いずれにいたしましても、膨大な情報をやつぱり管理をして、いつでも目的に応じて取り出せる、そういうシステムが一方で着々と皆さんが依頼する業者等によつてやつぱりつくられている、そういう現実があるということを、これは皆さんも今おつしやつたので、これは大変なことだなと。改めてしっかりと私はこのシステムを皆さんから教えていただきたいというふうに思っています。

す。

できればこういう情報を一度この委員会にも丁寧に提出していただいて、ここまで一応業者はここから先はすべて封印して一切使いませんとか、そういう説明を私は非一度皆さんから受けておりませんか。

○國務大臣（森英介君） この新たな在留管理制度においては、法務大臣が外国人本人や所属機関からの届出により取得する情報は、在留管理のために必要な最小限の範囲に限定されております。ま

た、当該外国人に係る個人情報の利用や提供については、今委員から御指摘があつたように、法令に基づく場合等を除いて原則として目的外の利用をすることはできません。このように、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に従つた厳格な運用を行うことになります。

ここで言うところの法令に基づく場合と申しますのは、例えば刑事訴訟法第百九十七条第二項に規定する捜査に係る公務所等への照会も含まれますが、もとよりその照会内容は当該捜査についての必要な事項に限られるものと理解をしております。

これらのこととは当然のことでありますけれども、今般、衆議院における修正案において、法務大臣が外国人の在留情報を継続的に把握する制度を構築するに当たり、その情報の取扱いにつきましては、個人情報保護に対する十分な配慮が必要であることを明確に示すために個人の権利利益の保護に留意しなければならない旨の規定が置かれていますので、その趣旨も十分に踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○近藤正道君 確認をいたしますが、そうすると

今ほどの法令による場合を除いてというのは、これは基本的に、刑事訴訟法で言うところの照会のケースに基本的に限定される、それ以外のケース

はあり得ない、ましてや政省令等で簡単に抜け道

法第七〇条、第一〇八条)を廃止すること。

五、国民の裁判批判を封じる検察開示証拠の目的外使用禁止の規定(刑訴法第十八一条の四、五)を廃止すること。

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法

犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者

鳥取県米子市中島一ノ二二ノ二
高橋眞理 外四千二百六名

紹介議員

山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二一八五号と同じである。

第二九九三号

平成二十一年六月十六日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法

犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者

滋賀県大津市稻葉台七ノ三三 川
端俊英 外千四百九十九名

紹介議員

市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二一八五号と同じである。

第二九九八号 平成二十一年六月十七日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法

犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者

奈良県五條市丹原町四三〇ノ一
岩本要 外九百九十九名

紹介議員

山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二一八五号と同じである。

第二九九九号 平成二十一年六月十七日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法

犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者

大阪府枚方市香里ヶ丘九ノ一二ノ
六ノ五〇六 武田英司 外三百七
十名

紹介議員

梅村 聰君
この請願の趣旨は、第二一八五号と同じである。

第三〇三二号 平成二十一年六月十七日受理

児童買春・児童ボルノ禁止法改正に当たって、拙速を避け、極めて慎重な取扱いを求めるに関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町八ノ九ノ一
○ノ一〇一 宗安力 外三十六名
紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第九九〇号と同じである。

第三〇三三号 平成二十一年六月十七日受理

再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法

犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 東京都日野市新町二ノ一三ノ五
鈴木隆雄 外四百四十九名

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第二一八五号と同じである。

第三〇三四号 平成二十一年六月十七日受理

登記事項証明書交付申請に係る手数料の引下げに
関する請願

請願者 大阪市阿倍野区天王寺町北二ノ三
一ノ二六 久保公人 外百五十九
名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第二七五五号と同じである。

平成二十一年七月十三日印刷

平成二十一年七月十四日發行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇